

第2期
今治市子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和2年3月
今 治 市

はじめに

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の法的根拠と位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 策定体制	4
第2章 今治市の子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 今治市の概況	6
2 統計による今治市の状況	7
3 意識調査結果の概要	16
4 現状・課題のまとめと今後の方向性	25
第3章 計画の基本理念と施策の展開	27
1 計画の基本理念	28
2 計画の基本的な視点	29
3 計画の基本目標	30
4 施策体系	32
第4章 施策展開	33
1 子育て家庭を支える教育・保育事業の提供	34
2 子育て支援の充実	41
3 仕事と家庭の両立	56
4 教育環境の充実	57
5 心の健やかな成長のために	61
6 要保護児童への対応	64
7 健康であるために	70
8 子どもを守るために	74
第5章 推進体制	78
1 計画の推進に向けて	79
2 情報提供・周知	80
3 広域調整や県との連携	80
参考資料	81
1 策定経過	82
2 今治市子ども・子育て会議	83

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国の急速な少子・高齢化は、暮らしを支える労働力人口の減少や社会保障の負担増加の原因となり、経済成長の停滞を生み、深刻な社会問題となっています。

また、地域のつながりの希薄化、核家族化の進行や、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖等、子どもが暮らす環境は変化し続けています。

(2) 国の取り組み

国では、子どもを取り巻く環境の変化を受けて、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定しました。認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善等が盛り込まれた新たな制度のもとでは、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しました。さらに平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」のもと、幼児期の質の高い保育・学校教育を実現し、すべての子どもが健全に育つ社会の構築を目指してきました。

そして平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、女性就業率の上昇や保育ニーズの高まりから、平成29年6月に「子育て安心プラン」が公表されました。令和元年10月には、すべての子どもに質の高い幼児教育を保証することを目指し、「幼児教育・保育の無償化」が実施されました。

また同じく令和元年度には、第2期市町村計画に向け「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正」が行われ、「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記や、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しを反映させることとしました。

(3) 今治市の取り組み

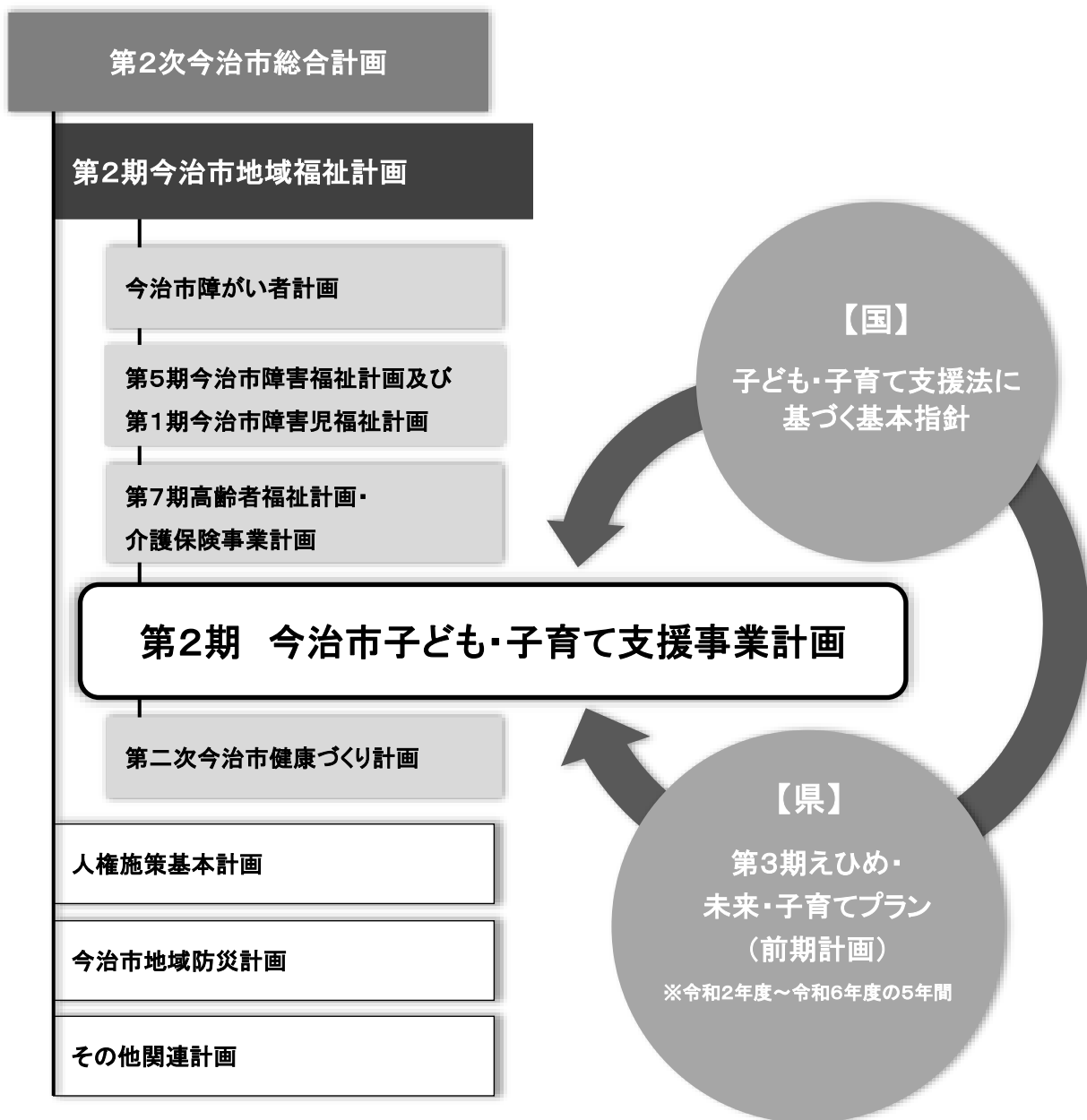
本市は、平成17年度に「今治市次世代育成支援地域行動計画～いまばり・次代（あした）・子育てプラン～」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大等、子育て環境の孤立化、貧困と虐待、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした背景の中、今治市は、平成27年3月に本計画の第1期計画にあたる「今治市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、誰もが安心して子どもを産み、安心して子育てできる社会の実現に向けて、子育て環境の整備に取り組んできました。

令和元年度に第1期計画の計画期間が満了を迎えることから、第2期今治市子ども・子育て支援事業計画を策定し、引き続き、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目指します。

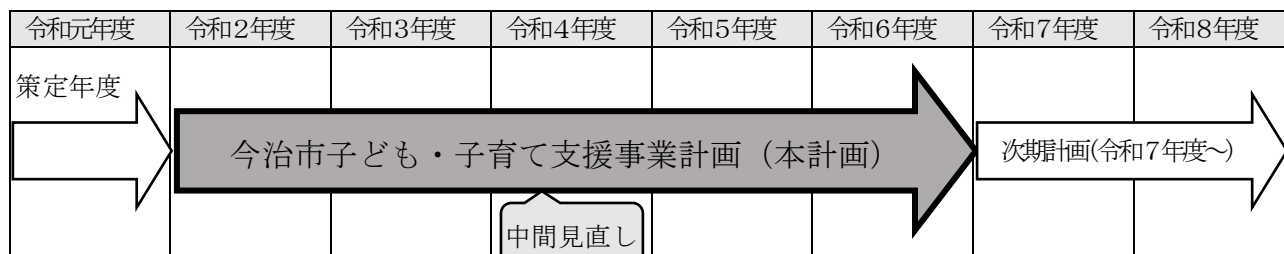
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、「今治市次世代育成支援地域行動計画」を踏まえ、平成 27 年に策定された『第 1 期今治市子ども・子育て支援事業計画』を継承するものとします。なお、本計画は、上位計画である「今治市総合計画」や、その他関連計画との整合を図り策定しています。また、本計画は、「児童福祉法第 56 条の 4 の 2 の市町村整備計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の行動計画を含むものです。



3 計画の期間

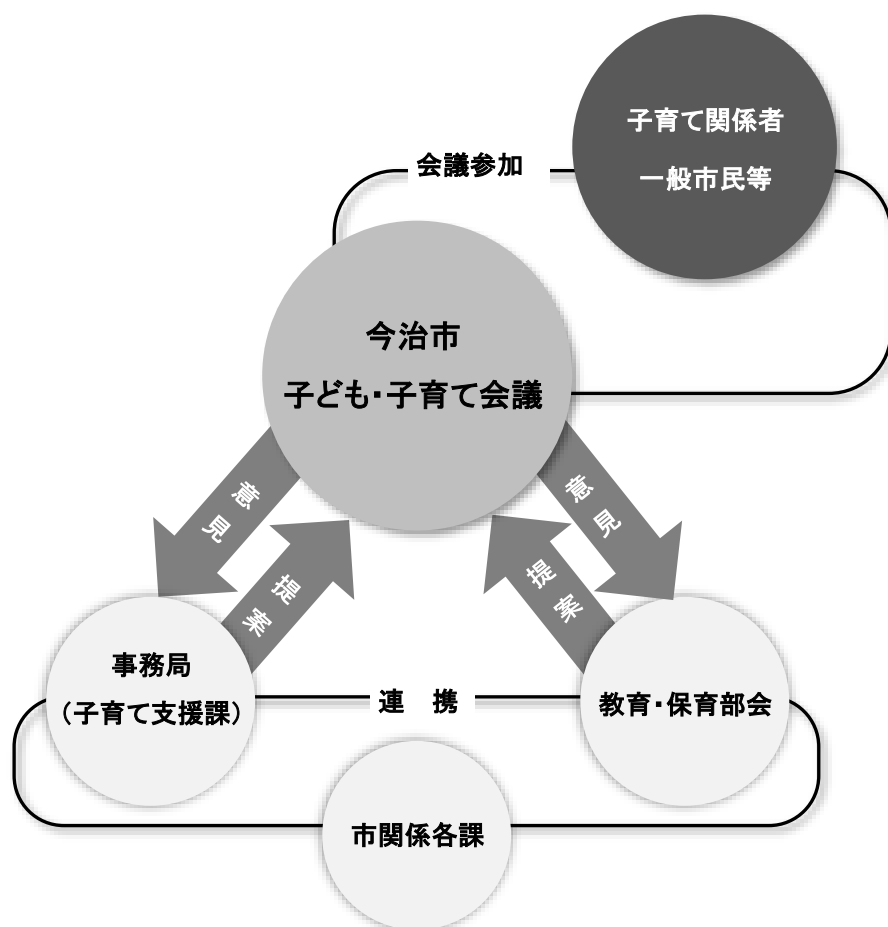
本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。令和4年度の中間見直しを経て、計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



4 策定体制

本計画の策定にあたっては、教育・保育部会と子育て支援施策関係者、児童健全育成施策関係者、学識経験者等で構成する「今治市子ども・子育て会議」において、計画の内容等を協議し、計画を策定しました。

なお、策定にあたりアンケート（ニーズ）調査を実施し、広く市民の意向を集め、また、パブリックコメントを実施して、本計画に市民の意見を反映し、活用しています。



第2章 今治市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 今治市の概況

本市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、芸予諸島の南半分の島しょ部からなり、緑豊かな山間地域を背景に、中心市街地の位置する平野部から世界有数の多島美を誇る青い海原まで、変化に富んだ地勢となっています。平成 17 年 1 月、旧今治市及び旧越智郡 11 か町村の合併により、人口も増え、松山市に次ぐ県下第 2 の都市になりました。



今治市地図

2 統計による今治市の状況

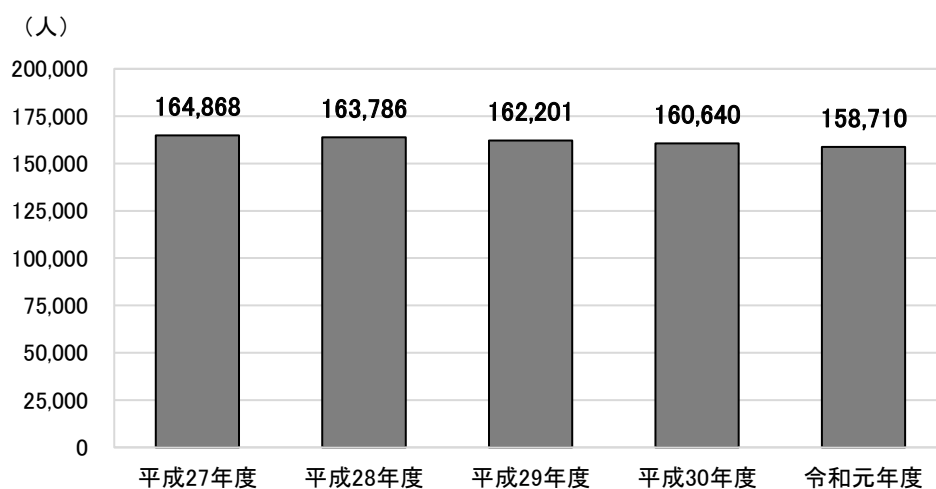
(1) 人口・世帯数等の状況

今治市の総人口の状況を見ると、ゆるやかな減少傾向にあります。令和元年度では158,710人となっており、平成27年度から6,158人(3.7%)減少しています。

また、世帯数の状況を見ると、ゆるやかな増加傾向にあります。令和元年度では76,553世帯となっており、平成27年度から888世帯(1.2%)増加しています。

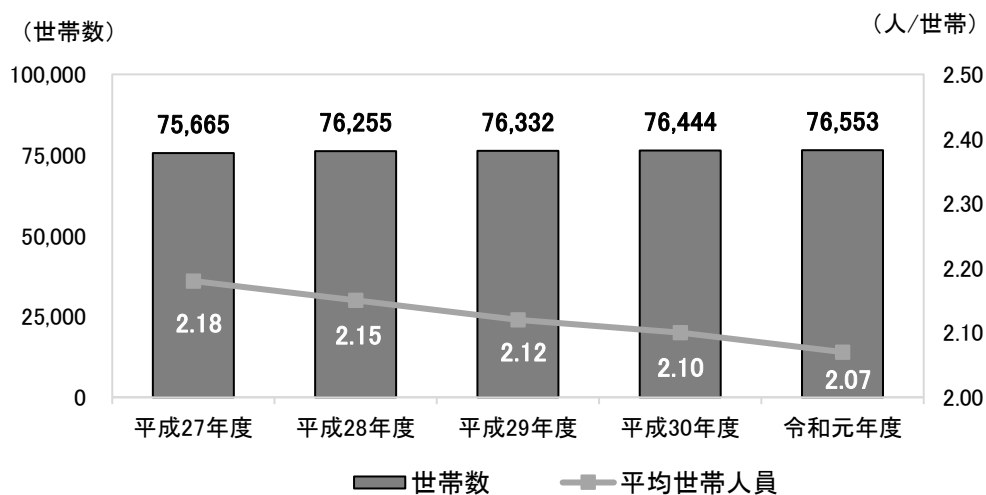
しかし、世帯人員は減少傾向にあり、令和元年度では2.07人/世帯となっており、平成27年度から5.0%減少しています。

■ 総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

■ 世帯数の推移

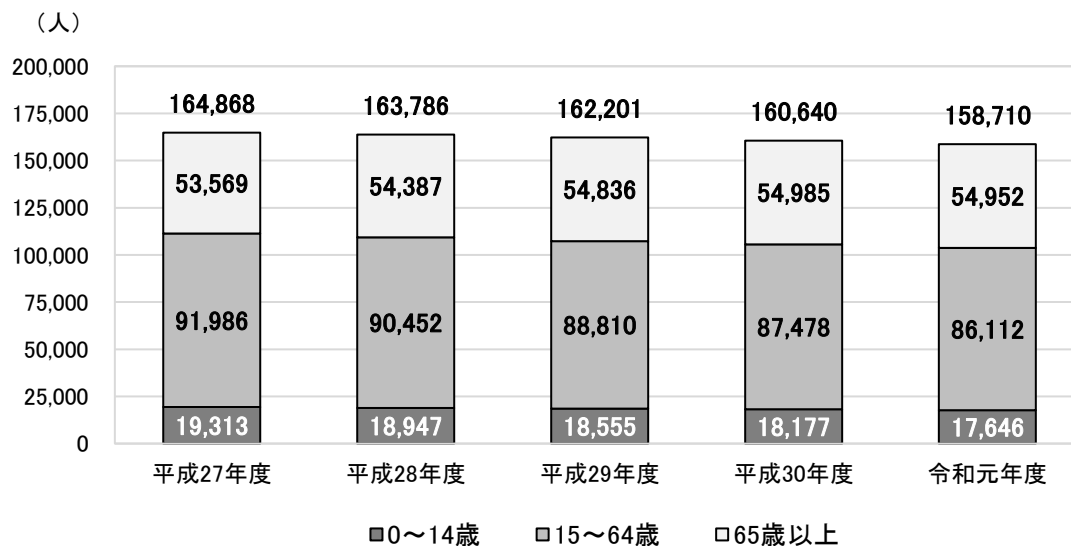


資料：住民基本台帳（各年10月1日）

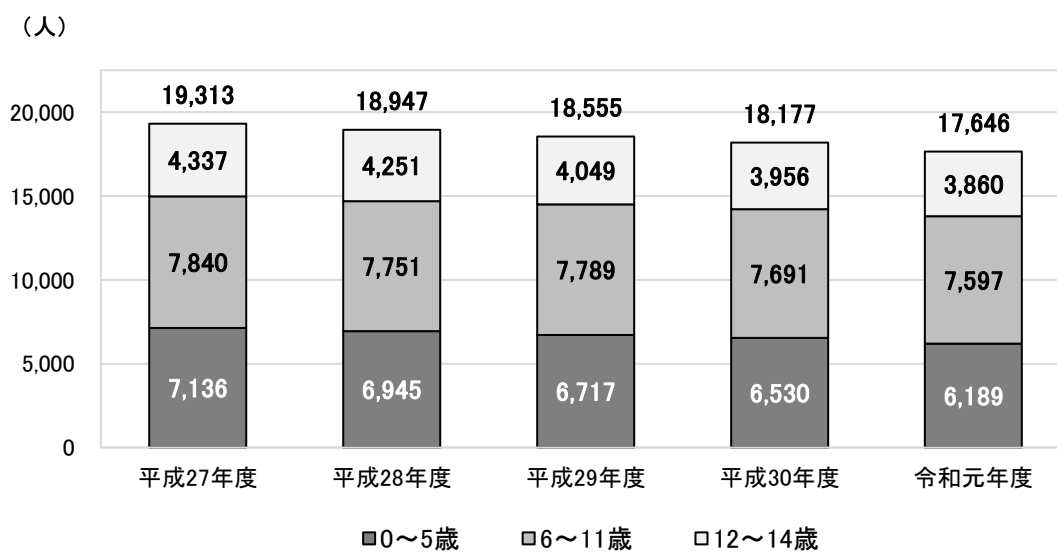
今治市全体の年齢3区分別人口は、0～14歳（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）は減少の一途であり、65歳以上（高齢人口）は増加傾向になっています。

令和元年度の年少人口は、0～5歳が6,189人、6～11歳が7,597人、12～14歳が3,860人となっています。

■年齢3区分別人口の推移



■年少人口の推移

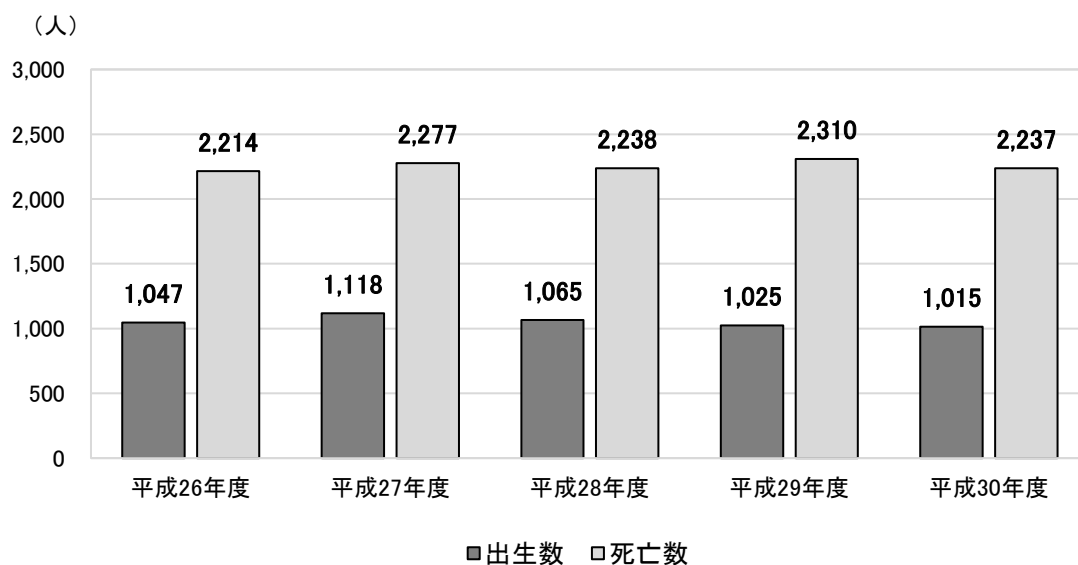


(2) 人口動態等の状況

出生数の状況を見ると、平成28年度から減少しており、平成30年度では1,015人となっています。

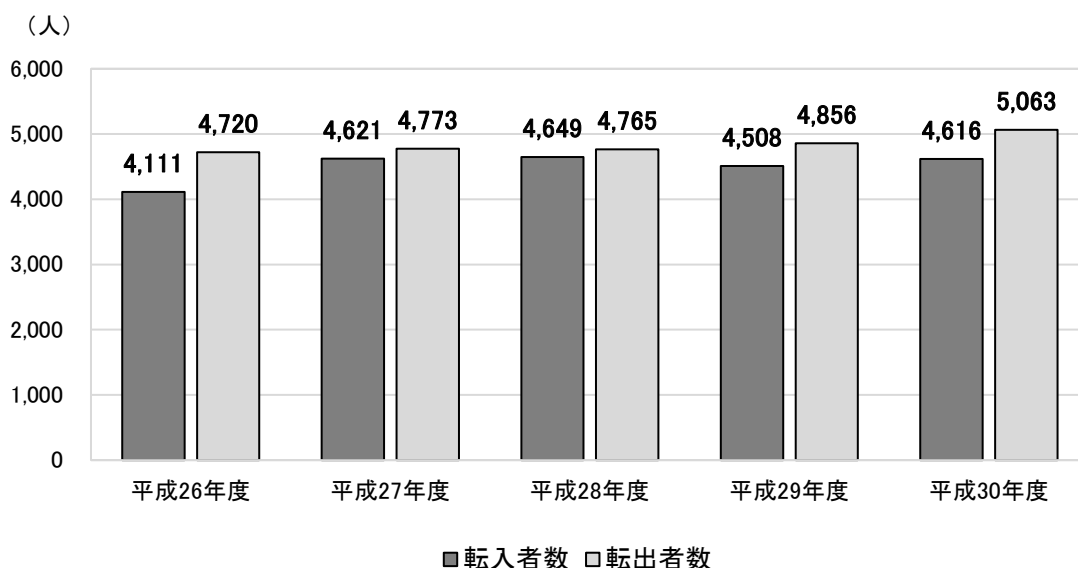
また、転入・転出の状況を見ると、転入者数・転出者数ともに平成27年度までは増加傾向にありましたが、その後、転入者は増減を繰り返しており、転出者は増加傾向です。平成30年度においては、転入者数については4,616人、転出者数については5,063人となっています。

■出生数・死亡数の推移



資料：人口動態に関する統計

■転入者数・転出者数の推移



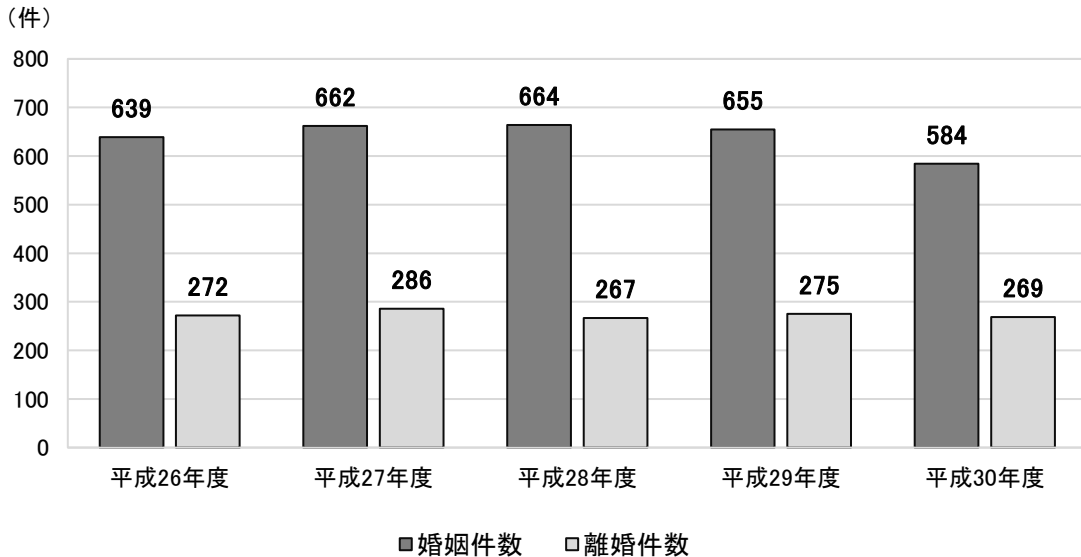
資料：人口動態に関する統計

(3) 婚姻・女性の就業率の状況

婚姻の状況をみると、平成28年度までは増加していましたが、平成29年度からは減少しており、平成30年度では584件となっています。離婚は増減を繰り返しており、平成30年度では269件となっています。

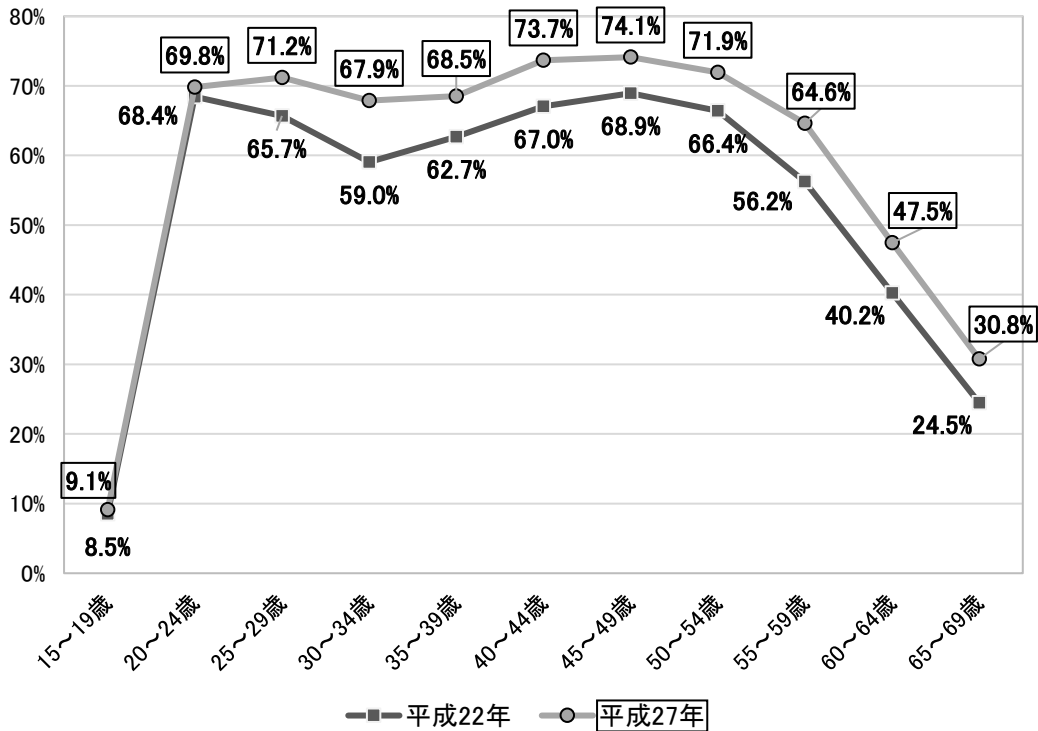
また、女性の就業率の状況をみると、平成27年度では、結婚・出産期に一旦低下するM字のカーブが緩やかになっています。

■婚姻・離婚件数の推移



資料：人口動態に関する統計

■女性の就業率の推移



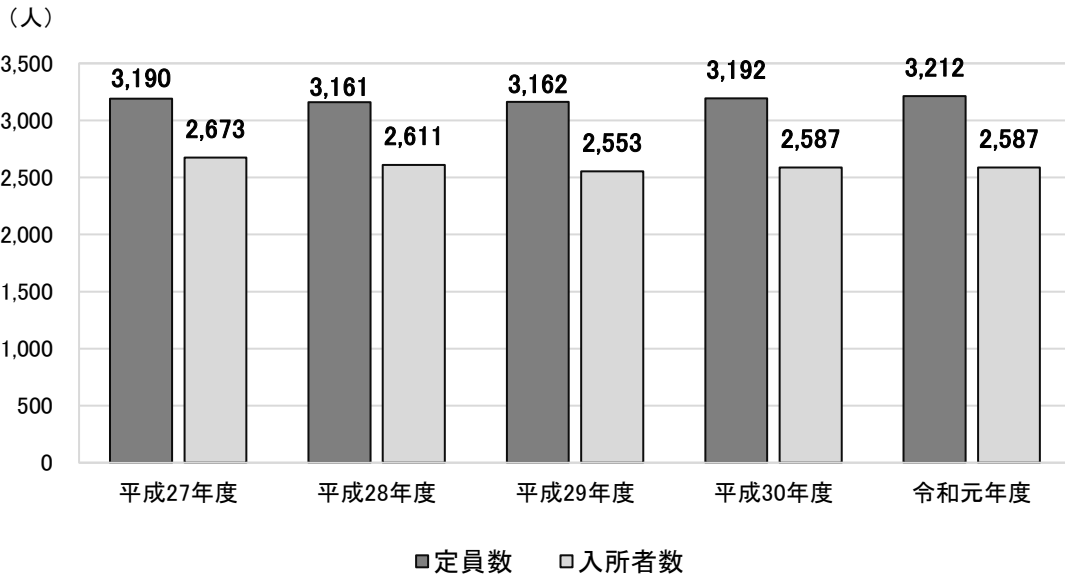
資料：国勢調査（平成27年10月1日）

(4) 就学前児童の状況

保育所入所者の状況を見ると、平成29年度までは減少しており、その後ほぼ横ばいであり、令和元年度では、2,587人となっています。

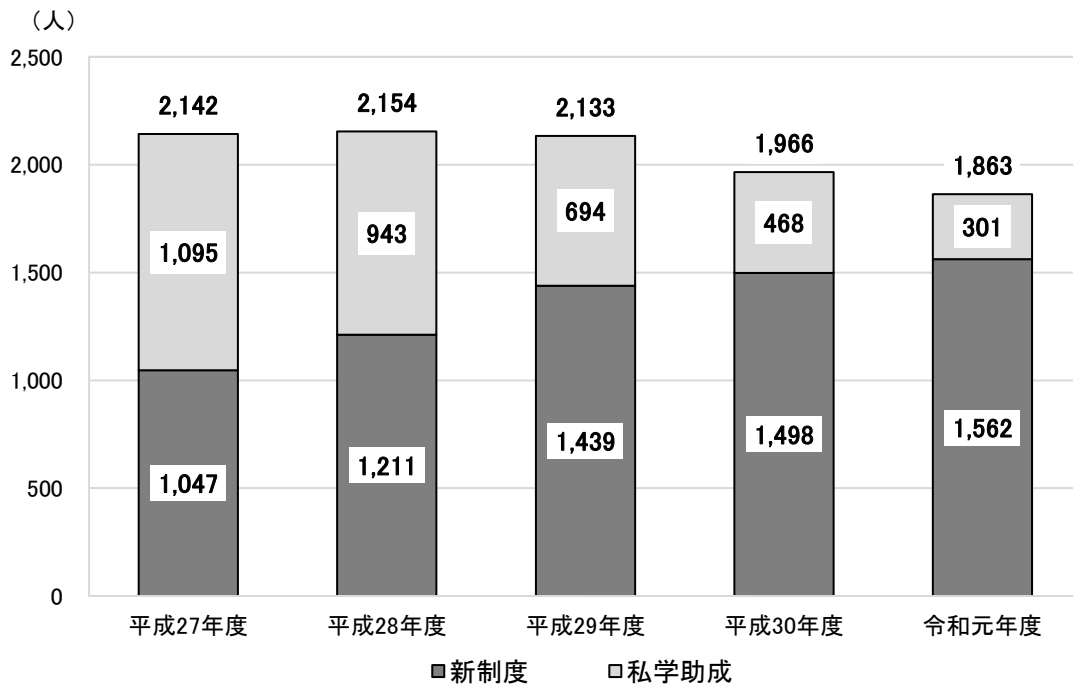
また、幼稚園児の状況を見ると平成29年度から減少しており、令和元年度では1,863人となっています。

■認可保育所の定員数と入所者数の推移（市内児童+広域受託児童）



資料：保育幼稚園課(各年5月1日)

■幼稚園児数の推移（市外からの通園を含む）



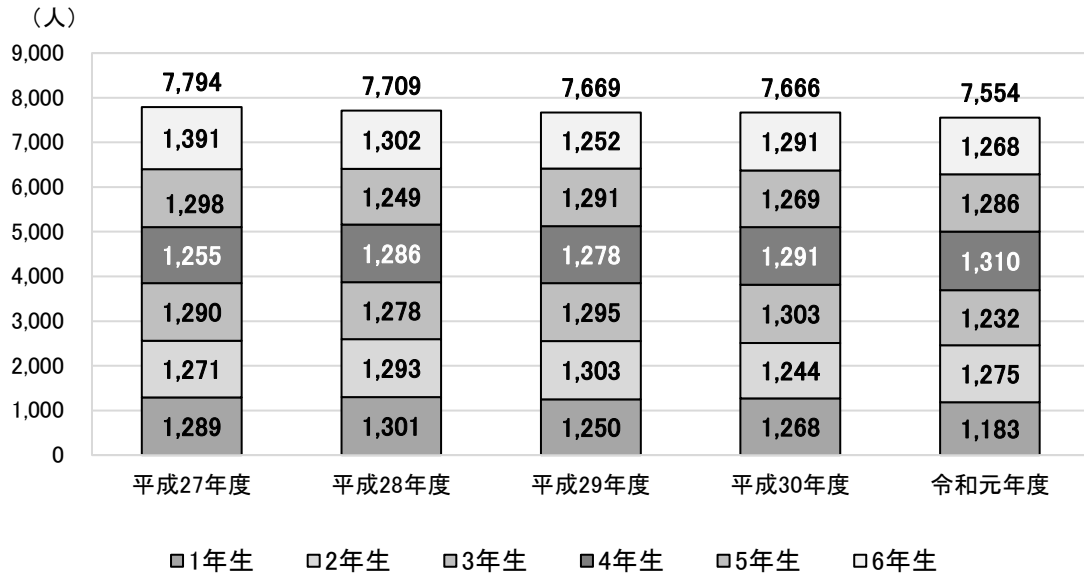
資料：保育幼稚園課(各年5月1日)

(5) 市立小中学生の状況

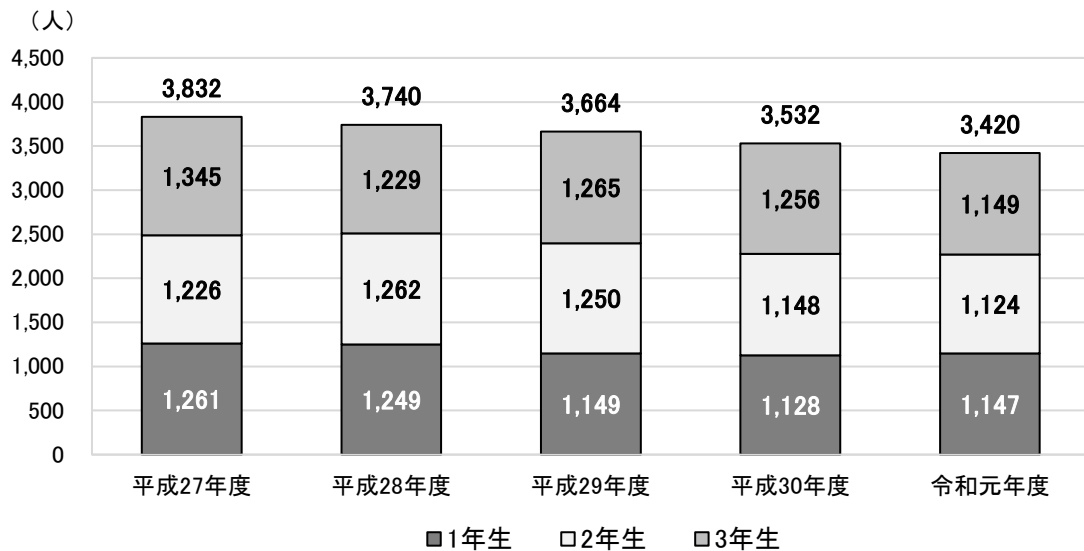
小学生数の状況をみると、総数については減少傾向にあり、令和元年度では 7,554 人となっています。

また、中学生数の状況をみると、総数については減少傾向にあり、令和元年度では 3,420 人となっています。

■小学生数の推移



■中学生数の推移



(6) 保育事業の状況

【6-1 延長保育利用者】

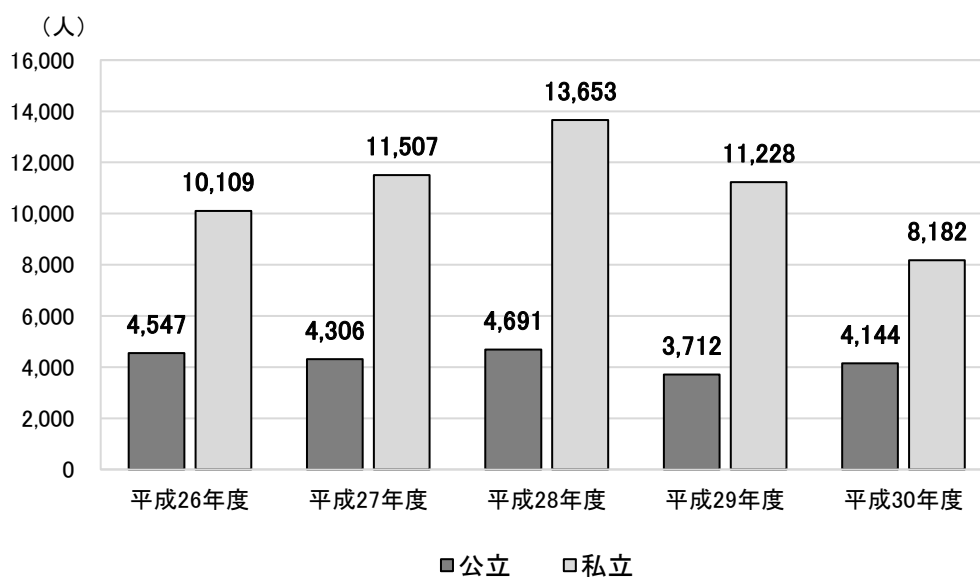
延長保育利用者の状況をみると、公立は増減をくり返し、私立は平成29年度から減少しています。平成30年度では公立が4,144人、私立が8,182人となっています。

※表の人数については延べ人数になっています。

■延長保育利用者数

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公立	4,547	4,306	4,691	3,712	4,144
私立	10,109	11,507	13,653	11,228	8,182



資料：保育幼稚園課（各年3月31日）

【6-2 休日保育、一時預かり、ショートステイの状況】

休日保育の状況をみると、平成28年度までは増加していましたが、平成29年度から減少しており、平成30年度では713人となっています。

また、一時預かり保育の状況をみると、平成29年度から減少しており、平成30年度では7,395人となっています。ショートステイの状況をみると、平成27年度から増加しており、平成30年度では38日の利用がありました。

■休日保育・一時預かり保育利用者数と施設数

単位：人、か所

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数
休日保育	1	450	1	570	3	1,176	3	884	3	713
一時預かり	13	9,211	17	8,906	18	10,605	17	9,324	16	7,395

資料：保育幼稚園課（各年3月31日）

■ショートステイ利用者数

単位：日

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用日数	0	10	13	16	38

資料：子育て支援課（各年3月31日）

【6-3 地域子育て支援拠点事業の状況】

地域子育て支援拠点事業所（週5～7日開催）の利用人数の状況をみると、平成28年度までは減少していましたが、平成29年度から増加しており、平成30年度では58,544人となっています。

子育てサロンも、認定こども園化により、実施施設数が減少している影響で、平成28年度までの利用人数は減少していますが、平成29年度からは増加し、平成30年度では651人となっています。

■地域子育て支援拠点事業利用者数と施設数

単位：人、か所

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	62,323	62,112	55,204	56,507	58,544
施設数	8	8	8	8	8

資料：子育て支援課（各年3月31日）

■子育てサロン利用者数と施設数

単位：人、か所

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子ども	1,069	566	236	260	337
保護者	919	495	219	228	314
合計	1,988	1,061	455	488	651
施設数	8	5	2	2	2

資料：子育て支援課（各年3月31日）

【6-4 放課後児童クラブの状況】

放課後児童クラブの状況をみると、利用者数の合計では増加傾向にあり、令和元年度では1,522人となっています。

■放課後児童クラブ利用者数

単位：人/日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1～3年生	1,165	1,256	1,281	1,313	1,337
4～6年生	116	104	132	183	185
計	1,281	1,360	1,413	1,496	1,522

資料：子育て支援課（各年5月1日）

(7) 母子保健事業の状況

乳幼児健康診査の状況をみると、受診数は全体的に見ると減少傾向にあり、平成30年度では「3～6か月児」は913人、「1歳6か月児」は1,003人、「3歳児」は993人となっています。

訪問指導数の状況をみると、妊産婦、未熟児では平成29年度から増加しており、新生児では、平成29年度から減少しています。平成30年度ではそれぞれ、1,349人、126人、73人となっています。

■乳幼児健康診査

単位：人

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3～6か月児 健康診断	対象者数	1,122	1,092	1,046	1,031	941
	受診数	971	1,000	967	920	913
1歳6か月 児健康診査	対象者数	1,178	1,095	1,102	1,092	1,050
	受診数	1,103	1,035	1,022	1,039	1,003
3歳児 健康診査	対象者数	1,302	1,253	1,208	1,107	1,076
	受診数	1,162	1,144	1,080	1,045	993

資料：健康推進課（各年3月31日）

■訪問指導数（延べ人数）

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊産婦	1,175	1,289	1,251	1,296	1,349
新生児	155	136	159	130	126
未熟児	57	68	45	59	73

資料：健康推進課（各年3月31日）

3 意識調査結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、令和元年度に策定する「第2期今治市子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、今治市内の就学前児童のいる世帯及び小学校1～4年生児童のいる世帯にアンケート（ニーズ）調査として実施しました。

(2) 調査の概要

調査地域：今治市全域

◎就学前児童のいる世帯

- ・調査対象者：今治市内在住の「就学前児童」のいる世帯
- ・抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童のいる2,000世帯を無作為抽出（対象世帯数5,188世帯：平成30年10月31日現在）
- ・調査時期：平成30年11月17日～12月3日
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収による郵送調査法

調査票	調査対象世帯数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000世帯	966世帯	48.3%

◎小学校1年生～4年生児童のいる世帯

- ・調査対象者：今治市内在住の「小学校1年生～4年生児童」のいる全世帯
- ・調査時期：平成31年1月11日～1月25日
- ・調査方法：小学校を通じて配布回収する調査法
- ・有効回収世帯数：3,560世帯

(3) 結果概要

(就学前児童)

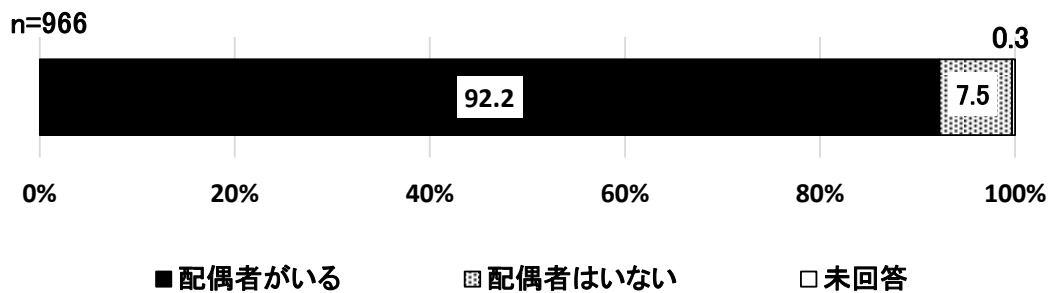
【3-1 保護者自身と育ちをめぐる環境について】

保護者の配偶関係は、「配偶者がいる」が92.2%でほとんどを占めています。「配偶者はいない」は7.5%となっています。

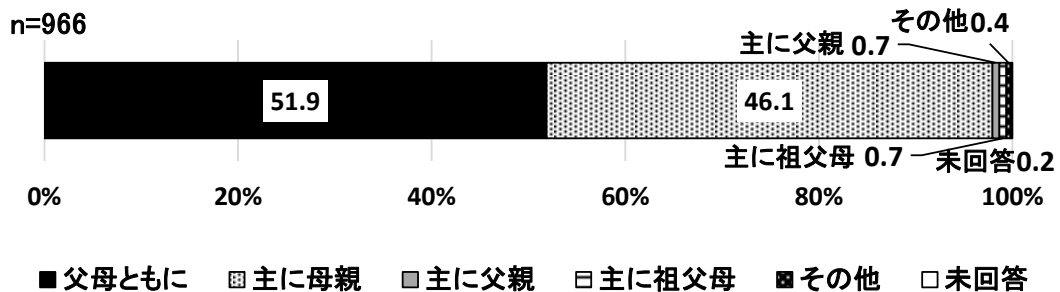
子育てを主に行っている方は、「父母ともに」51.9%、次いで「主に母親」46.1%となっています。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人で、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.7%と高く、「いずれもない」は11.5%となっています。

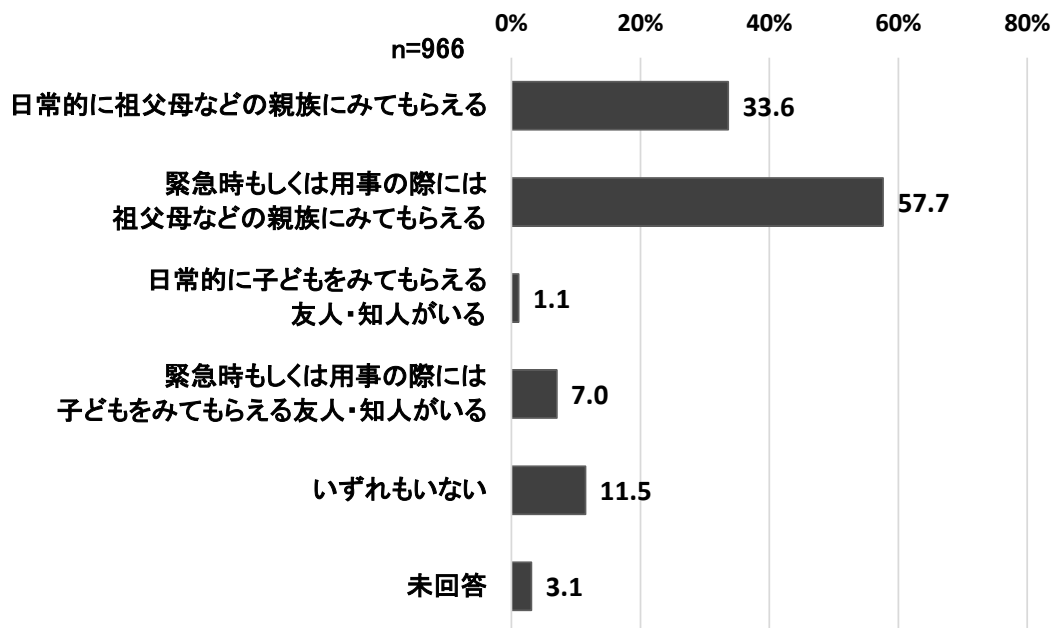
■保護者の配偶関係（単数回答）



■主に子育てを行っている人（単数回答）



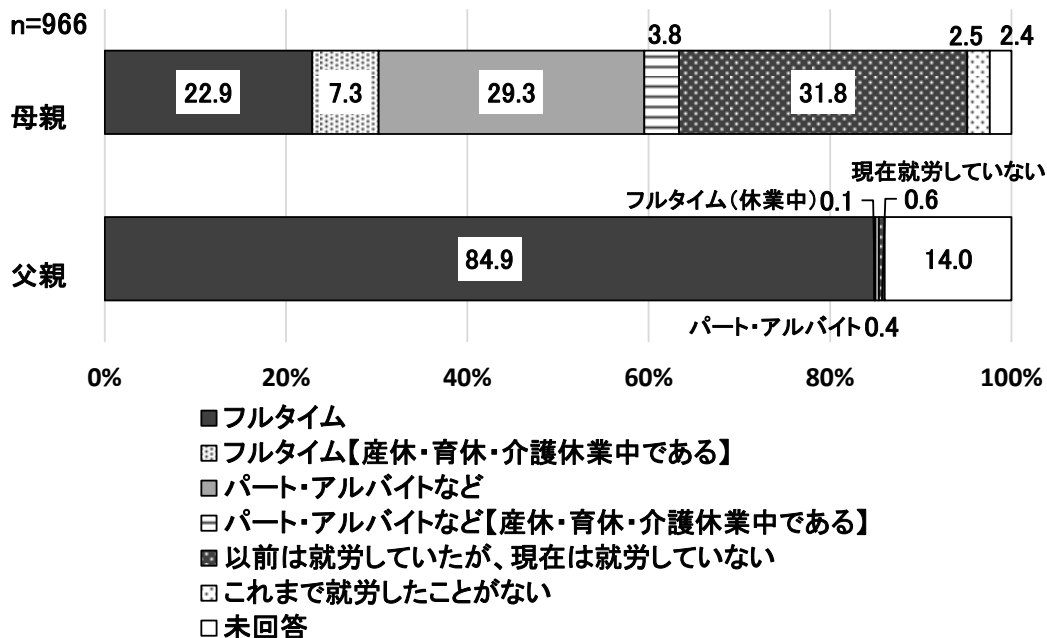
■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）



【3-2 保護者の就労状況について】

保護者の現在の就労状況で母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」31.8%の割合が最も高くなっています。産休・育休・介護休業中も含めると、「フルタイム」30.2%、「パート・アルバイト」は33.1%となっています。

■保護者の就労状況（単数回答）

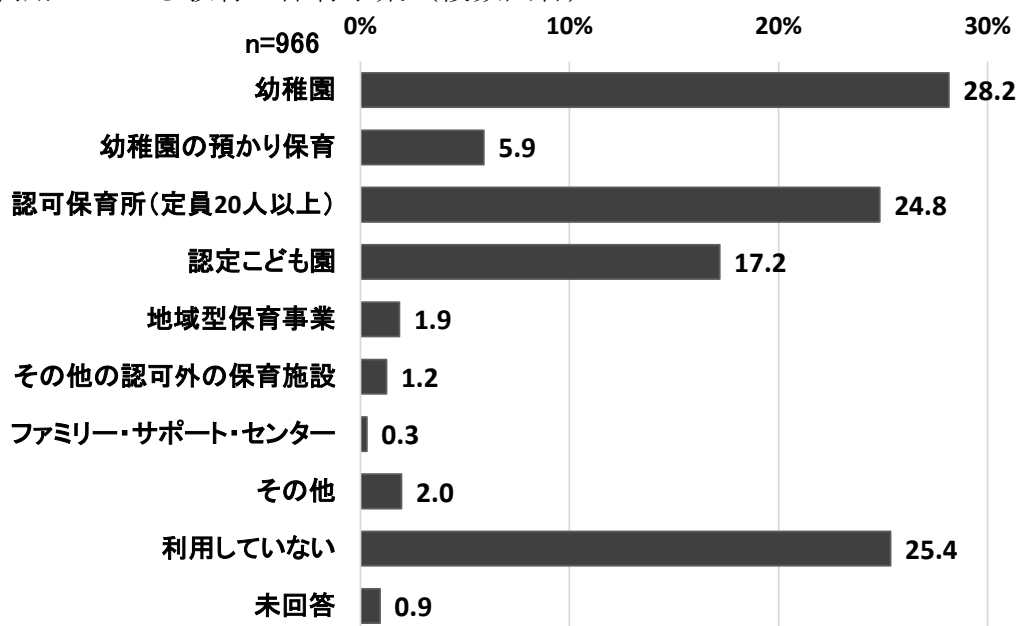


【3-3 教育・保育事業のニーズについて】

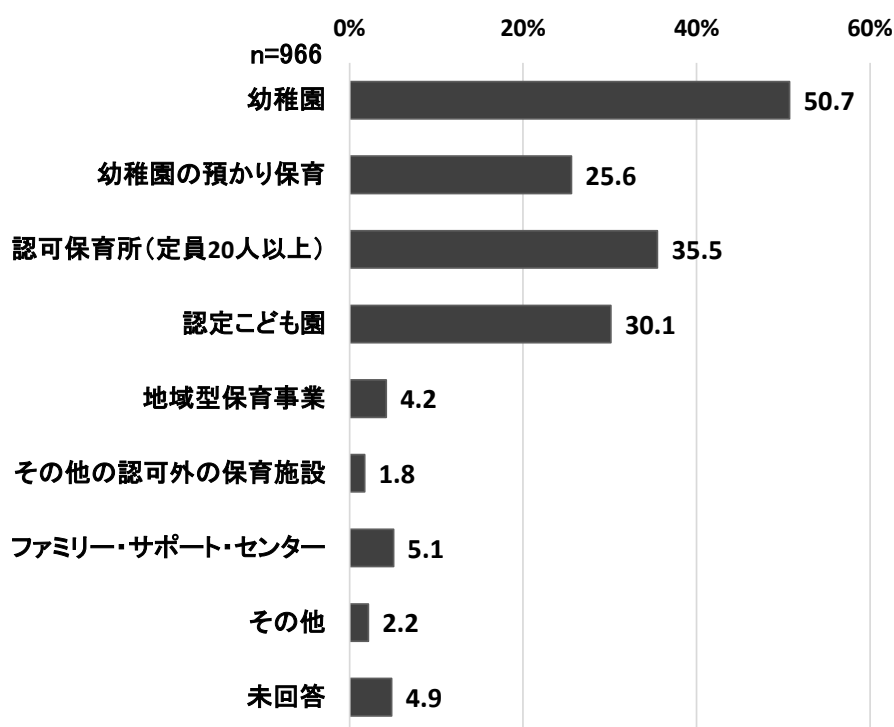
平日の定期的な教育・保育事業の利用は、上位から「幼稚園」28.2%、「認可保育所（定員20人以上）」24.8%、「認定こども園」17.2%となっています。「利用していない」は、25.4%となっています。

現在、利用している、利用していないにかかわらず、利用したいと考える事業でも「幼稚園」の利用を希望する方が多いという結果です。

■平日利用している教育・保育事業（複数回答）



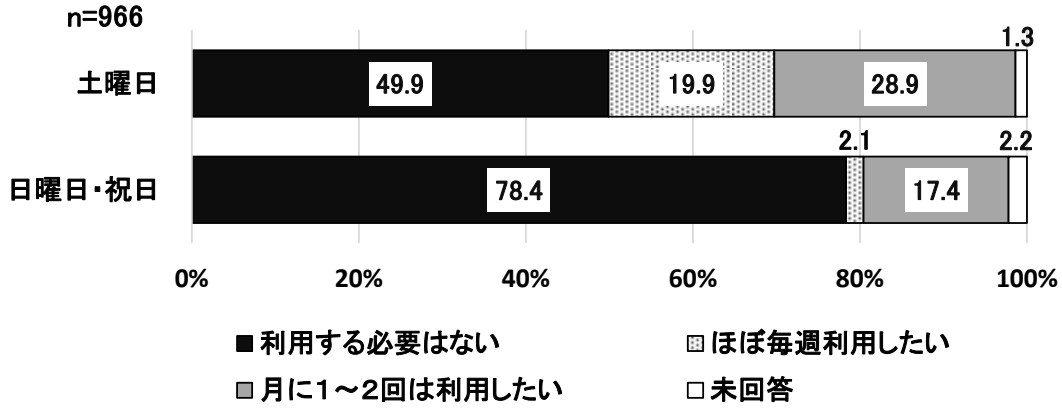
■定期的にご利用したいと考える事業（複数回答）



【3-4 土曜日・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について】

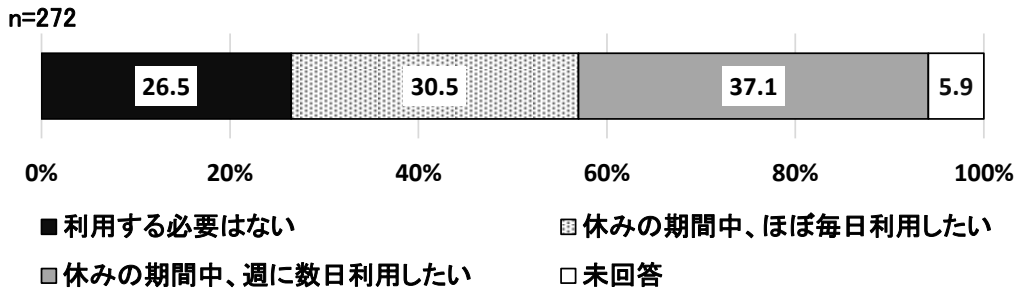
土曜日、日曜日・祝日ともに「利用する必要はない」の割合が最も高いですが、利用を希望される方も少なくありません。長期休暇中では、利用を希望される方は、合わせて67.6%を占めています。

■土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用希望（単数回答）



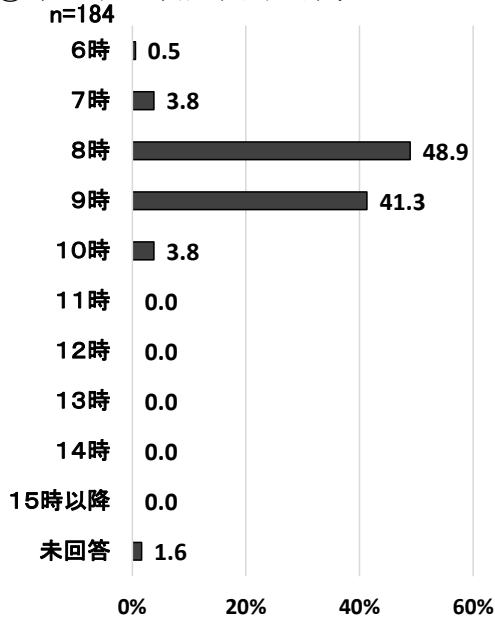
■夏休み・冬休み等の長期休暇中の教育・保育事業の利用希望（単数回答）

※幼稚園を利用している方のみ

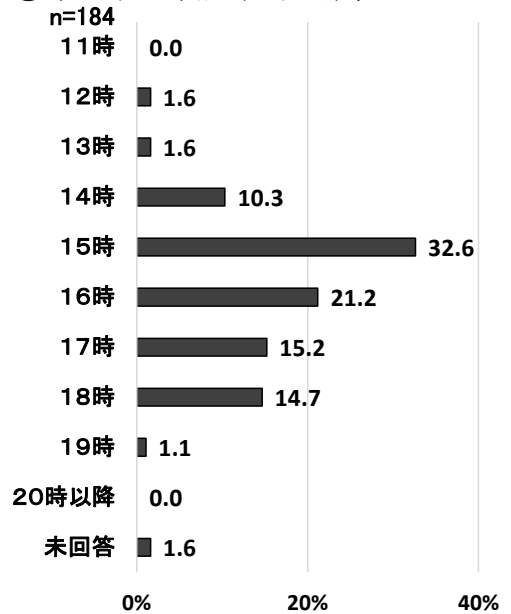


■長期休暇中の希望する利用時間帯（数量回答）

①希望する利用開始時間



②希望する利用終了時間

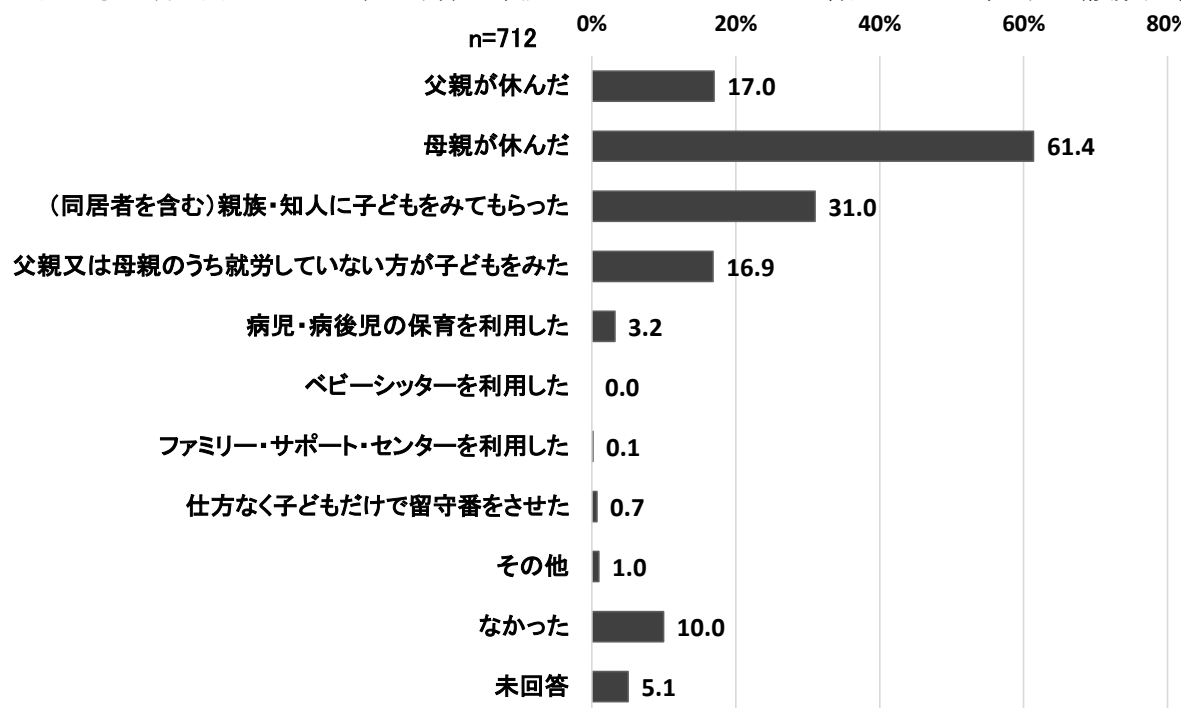


【3-5 病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ）】

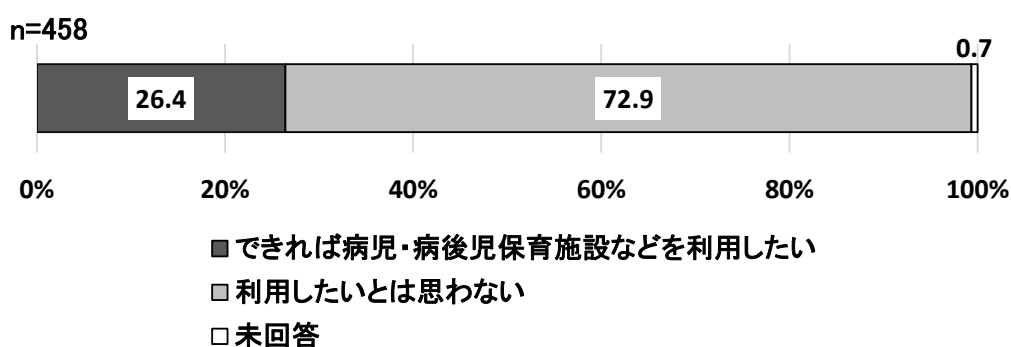
教育・保育事業が利用できなかった場合の対処法についてみると、「母親が休んだ」61.4%、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」31.0%となっています。

父親または母親が休んだ方のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」を選択した方は26.4%、「利用したいとは思わない」を選択した方は72.9%となっています。

■子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無とその対処法（複数回答）



■その際、病児・病後児のための保育施設を利用したいと思ったか（単数回答）

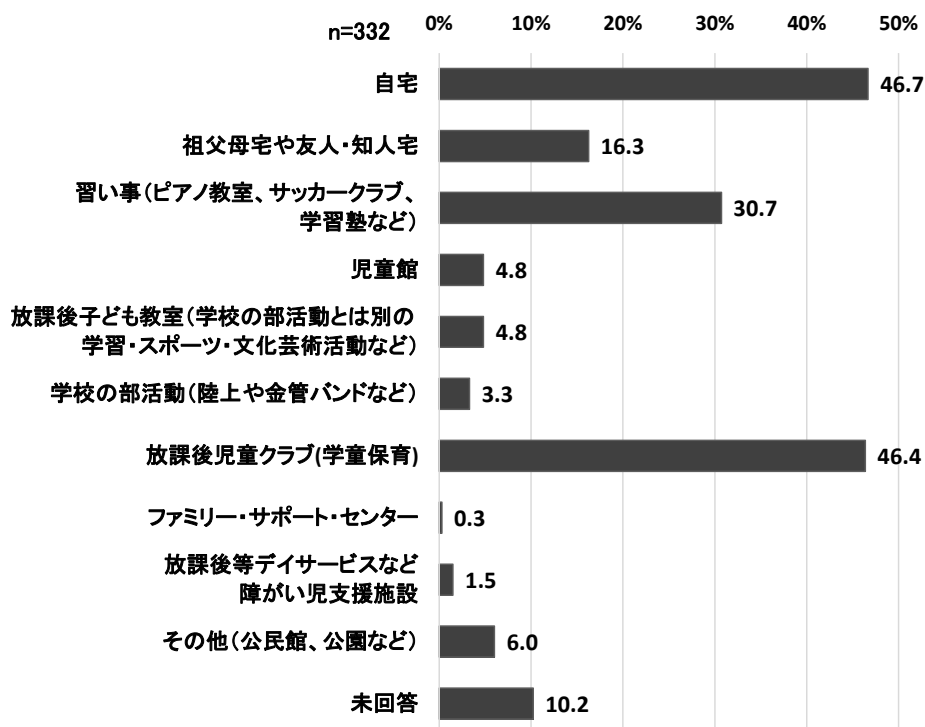


【3-6 小学生の放課後の過ごし方について】

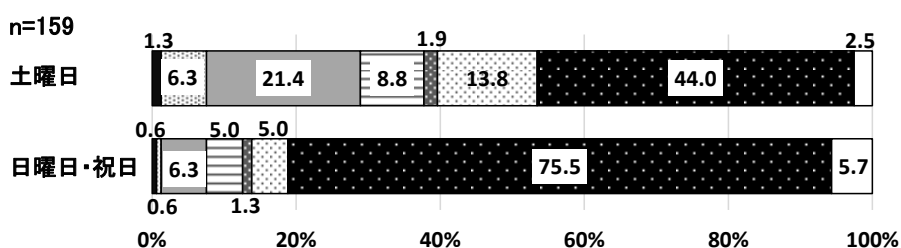
上位から「自宅」46.7%、「放課後児童クラブ（学童保育）」46.4%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」30.7%となっています。

土曜日、日曜日・祝日の利用希望は、どちらも「利用する必要がない」の割合が最も高くなっています。

■小学校低学年のうち、放課後過ごさせたい場所（複数回答）

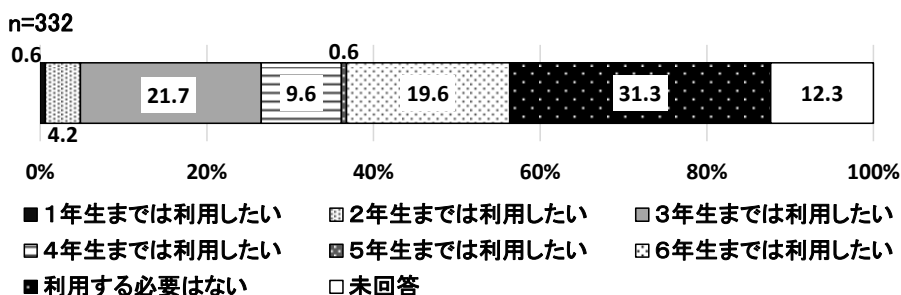


■土曜日、日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望（単数回答）



- 1年生までは利用したい
- ▨ 2年生までは利用したい
- ▩ 3年生までは利用したい
- ▧ 4年生までは利用したい
- ▦ 5年生までは利用したい
- ▥ 6年生までは利用したい
- 利用する必要はない
- 未回答

■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望（単数回答）

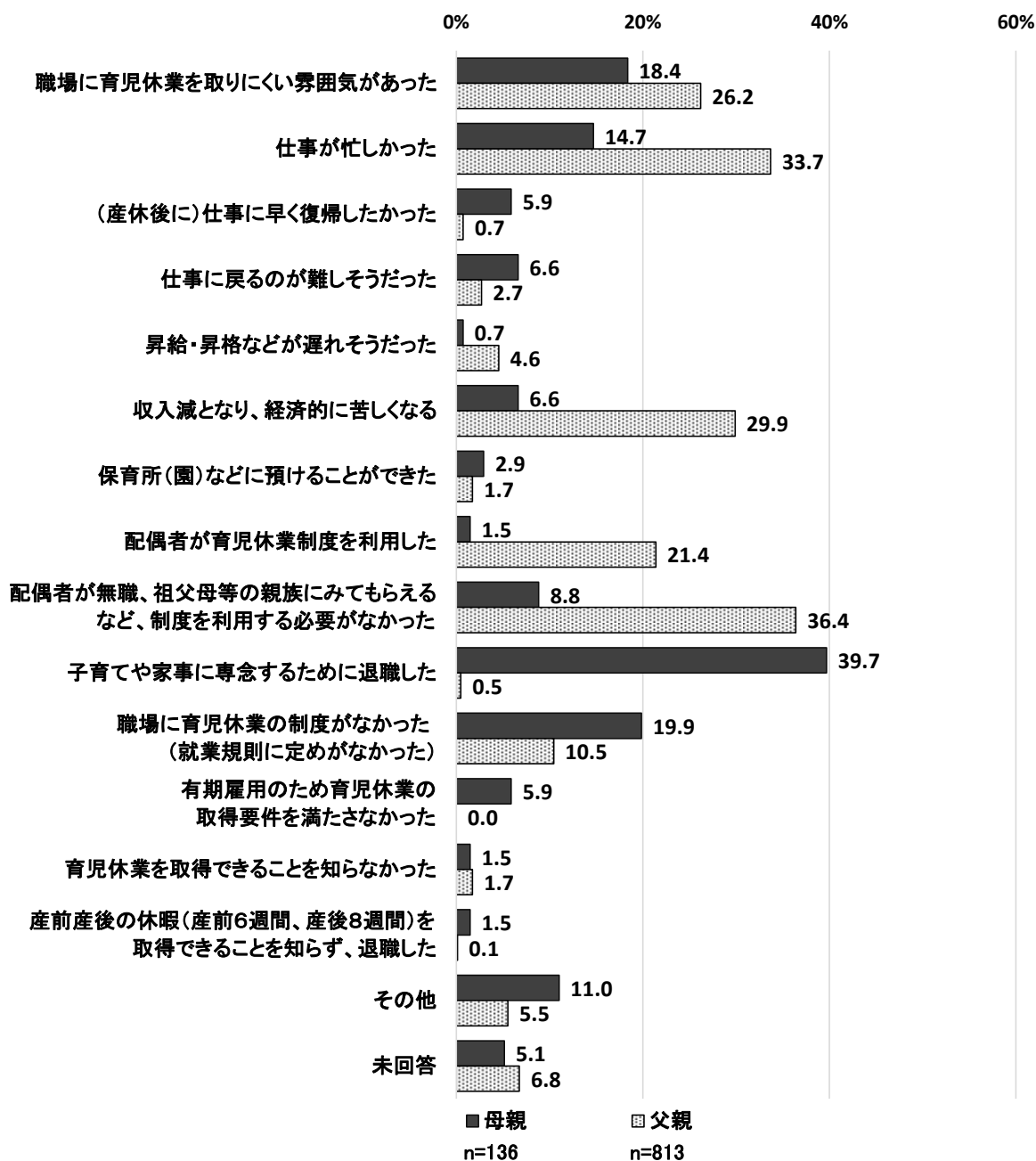


- 1年生までは利用したい
- ▨ 2年生までは利用したい
- ▩ 3年生までは利用したい
- ▧ 4年生までは利用したい
- ▦ 5年生までは利用したい
- ▥ 6年生までは利用したい
- 利用する必要はない
- 未回答

【3-7 職場の両立支援制度について】

育児休業を取得していない理由は、母親「子育てや家事に専念するために退職した」39.7%が最も高く、父親「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、制度を利用する必要がなかった」36.4%、次いで「仕事が忙しかった」33.7%となっています。

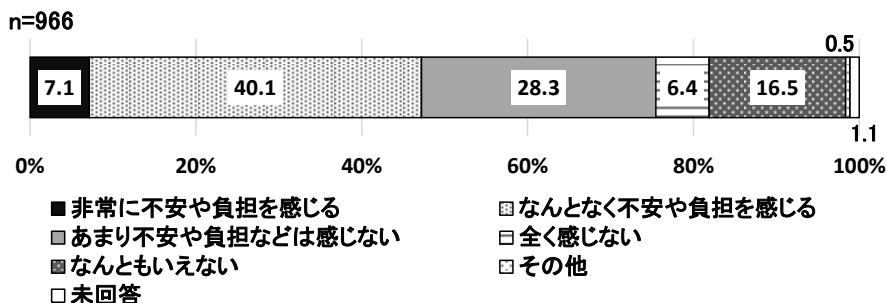
■子どもが生まれた時、育児休業を取得しなかった理由（複数回答）



【3-8 子育て全般について】

最も多かったのが「なんとなく不安や負担を感じる」40.1%、次いで「あまり不安や負担等を感じない」28.3%となっています。

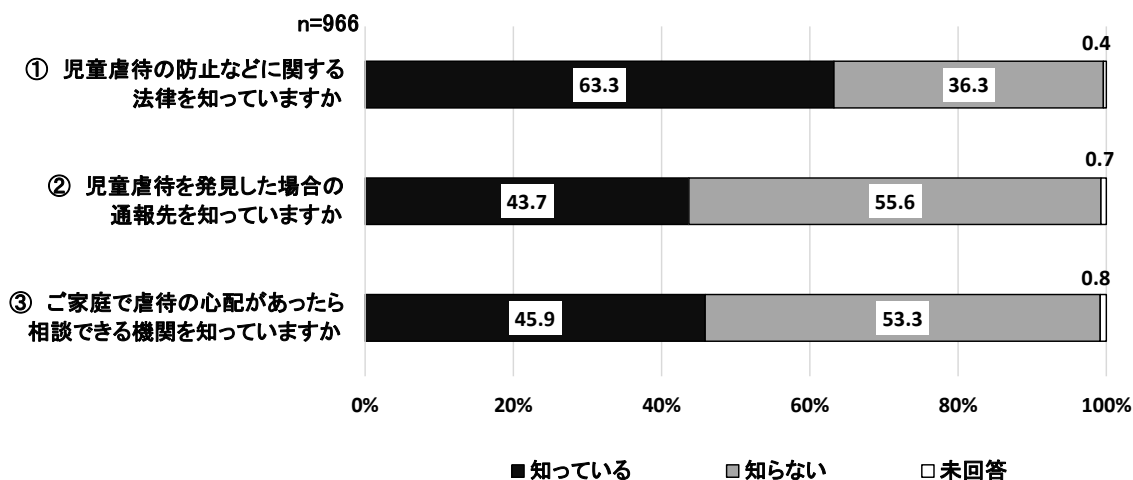
■子育てに関する不安や負担（単数回答）



【3-9 児童虐待について】

児童虐待の防止等に関する法律を「知っている」が63.3%と半分を超えています。 「知らない」も40%弱の方がいます。児童虐待を発見した場合の通報先を「知らない」が55.6%、相談機関を「知らない」も53.3%となっています。

■児童虐待について（それぞれ単数回答）



4 現状・課題のまとめと今後の方向性

(1) 安心して子育てができる環境づくり

母親の就労状況を見ると、フルタイム、パート・アルバイト等を合わせると63.3%と半数以上を占め、さらにパート・アルバイト等で就労していてフルタイムへの転換希望を持つ保護者は26.6%であり、また「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答した保護者の中で、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が22.1%と就労への希望があり、働く保護者のための教育・保育事業を充実させていかなければなりません。

その平日の教育・保育事業の利用希望状況ですが、「幼稚園」が50.7%と半数を占め、「認可保育所」35.5%、「認定こども園」30.1%と続きます。現在利用していない保護者の「利用したい子どもの年齢」では、「3歳」の26.9%を超え、「1歳」が27.9%と低年齢化していることが伺えます。

また、前回の計画から病児・病後児施設が開所され大きな進展となりましたが、子どもが病気の際に「病児・病後児の保育を利用した」は3.2%に止まり、「母親が休んだ」は61.4%で、そのうち「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は26.4%ありました。

次世代の今治を創造するためにも、今後は、病児・病後児保育施設に限らず、地域での子育て支援体制を充実し、安心して働くことができ、安心して子どもを預けることができ、安心して子育てができる環境の整備に力を入れていかなければなりません。



(2) 家庭における子育ての孤立化・不安の解消と地域ぐるみの子育て支援

「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人」について「いずれもない」と答えた保護者は11.5%であり、また、「非常に不安や負担を感じる」もしくは「なんとなく不安や負担を感じる」保護者は合わせて47.2%と半数近くいるという現実が見えてきました。

子育てが家庭の問題としてではなく、地域での育成を推進していく中で、さらに地域や幼稚園・保育所・認定こども園や学校等の関係機関との連携や、地域ネットワークの形成、積極的な情報提供、きめ細かな相談体制等をつくり、『親も子も一人にさせない』、そして全世代とのつながりを構築できるよう支援の輪を広げていきます。



(3) 命を守る支援

近年「虐待」や「子どもの貧困」等が大きな社会問題となっています。にもかかわらず、児童虐待の防止等に関わる法律を知らない保護者が 36.3%、虐待の発見時の通報先を知らない保護者が 55.6%、家庭で虐待の心配があった時の相談できる機関を知らない保護者が 53.3%と、決して少なくない数字です。

私たち地域すべての人が社会の一員として「子ども・子育て」を社会の中心軸として認識し、「虐待」等を命の問題として積極的に啓発し、関連機関と地域で取り組む環境づくりが求められています。



(4) 仕事と子育ての両立を支援する取り組み

出産前に離職した保護者は 27.4%。そして「職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば継続して就労していた」が 23.8%、「教育・保育の事業と職場の両立支援制度がどちらも整っていれば、継続して就労していた」が 10.6%、「教育・保育の事業が確実に利用できる見込みがあれば、継続して就労していた」が 7.9%となっています。

さらに、仕事と子育ての両立で大変だと感じることは、上位から「子どもや自分が病気やケガをしたときに代わりに子どもの面倒をみる人がいない」58.3%、「子どもと接する時間が少ないこと」47.5%、「残業や出張が入ること」43.2%、「職場の理解や協力が得られないこと」26.9%となっています。

この現実には、仕事と子育ての両立の観点からみると、二項対立の状態の中で選択が求められており、両立にはまだ遠いと言わざるを得ません。今後は、多種多様な子育ての状況・ニーズに対応できるよう、社会・地域・企業のネットワークの中で、敬意ある子育てへの認識向上と、母親・父親がともに仕事と子育てを両立させる環境づくりが求められています。



第3章 計画の基本理念と施策の展開

1 計画の基本理念

国では、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針を打ち出しており、本市においても、少子化が進んでいる中、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、保護者一人ひとりの希望が叶えられる社会を実現していかなければなりません。そのためには、「保護者のニーズに対応した子育て支援の充実による“少子化対策”」という視点、「子どもにとっての幸せを念頭に置いた“子育て環境の整備”」という視点の、両者の視点から子育て支援を充実していくことが大切です。

第2次今治市総合計画において、本市が目指す将来像を「ずっと住み続けたい“ここちいい(心地好い)”まち いまばり あの橋を渡って 世界へ 未来へ」と決めました。この将来像の実現に向けて、「ふるさと共創〔走〕システム」を重点施策として掲げ、その中に、出会い・結婚・妊娠・出産・子育て環境の充実を図ることで出生数の増加につなげる「共育」、「子ども共育システム」を決めました。

第1期今治市子ども・子育て支援事業計画より、家庭・地域・企業が一体となる子育ての総合的な取り組みを行い、長年推進してきました。

この流れを継承しつつ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。



みんなで育つ・育てるあした（次世代）のいまばりへ



2 計画の基本的な視点



1 子どもを育てる環境

幼い子を慈しみ育むため、保護者と地域・社会のネットワークが主体となって、生活を充実させながら積極的に子育てができるよう基礎的で、継続的な支援を行います。

子育てにおける時代と保護者の多様なニーズに対応するため、そして何よりも保護者自身が活躍できる環境づくりに努めていきます。

幼児教育無償化後の親と子の動向も見続けながら事業を展開していきます。



2 子どもが育つ環境

子どもの幸せが第一と考え、命を守り、健やかな心を育成できるよう強固な環境づくりを目指します。

各関係機関と連携して、地域の支えを充実させ、きめ細やかなサービスを展開し、地域資源も生かして心豊かな人間形成が可能な社会を推進していきます。

親にとっても安心で、子どもにとっても安全で安心な放課後等の居場所の確保に努めます。



3 子育てを支えるまちづくり

地域・社会での子育てへの取り組みを継続し、特に親と子の健康環境や、安全性を重視した環境づくりに重点を置き、施策を進めていきます。

要望の大きかった医療機関体制の整備や、公園の整備等、地域社会全体のシステムの基盤としての環境の重要性を認識し、「子育て」を核として、誰もが生き生きと生活できるまちづくりを推進していきます。

3 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

1 子育て家庭を支える教育・保育事業の提供

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み」を定め、見込み量に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を定めます。

■施策の方向性

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 教育・保育の量の見込み及び提供体制

2 子育て支援の充実

子育てをする全ての人の育児不安や負担を軽減できるよう、様々な子育て支援サービスの充実やきめ細かな支援を行うとともに、地域全体における子育て支援を推進します。

■施策の方向性

- (1) 地域子ども・子育て支援事業の充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 地域における子育て支援サービスの充実
- (4) 子育て支援のネットワークづくり

3 仕事と家庭の両立

子育てをしながら安心して働くことができるよう、多様なニーズに応じた施策を推進します。また、男性の育児参加の機会の促進等を図るとともに、制度や社会全体におけるワーク・ライフ・バランスの周知に努め、仕事と家庭生活の両立を支援します。

■施策の方向性

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進

4 教育環境の充実

地域の担い手である子どもたちが、豊かな人間性やたくましく生きる力を育むことができるよう、家庭や地域・学校が連携し、子どもの学び・活動を取りまく環境の整備を進めます。

■施策の方向性

- (1) 育成に向けた学校の教育環境整備
- (2) 家庭や地域の教育力の向上

5 心の健やかな成長のために

これから親になっていく世代が、子どもを生み育てることの意義、子どもや家庭の大切さを理解できるように、学校・地域・家庭の教育環境の整備を進めます。

■施策の方向性

- (1) 児童健全育成
- (2) 思春期保健対策の充実
- (3) 次代の親の育成

6 要保護児童への対応

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援や子どもの貧困対策の推進、障がい児施策の充実等、専門的技術・知識を要する支援を行います。

■施策の方向性

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 子どもの貧困対策の推進
- (4) 障がい児特別支援教育施策の充実

7 健康であるために

母親が安心して妊娠・出産することができ、子どもが健やかに成長できるよう、保健に関する情報提供や小児医療の体制の充実等、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めます。

また、すべての妊婦や子どもに妊娠期から成人期までの切れ目のない支援体制を保障するものとして平成30年12月に成立した『成育基本法』に沿って、母と子の健康のための一貫した育児支援や保健事業を推進していきます。

■施策の方向性

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 小児医療の充実
- (3) 食育の推進

8 子どもを守るために

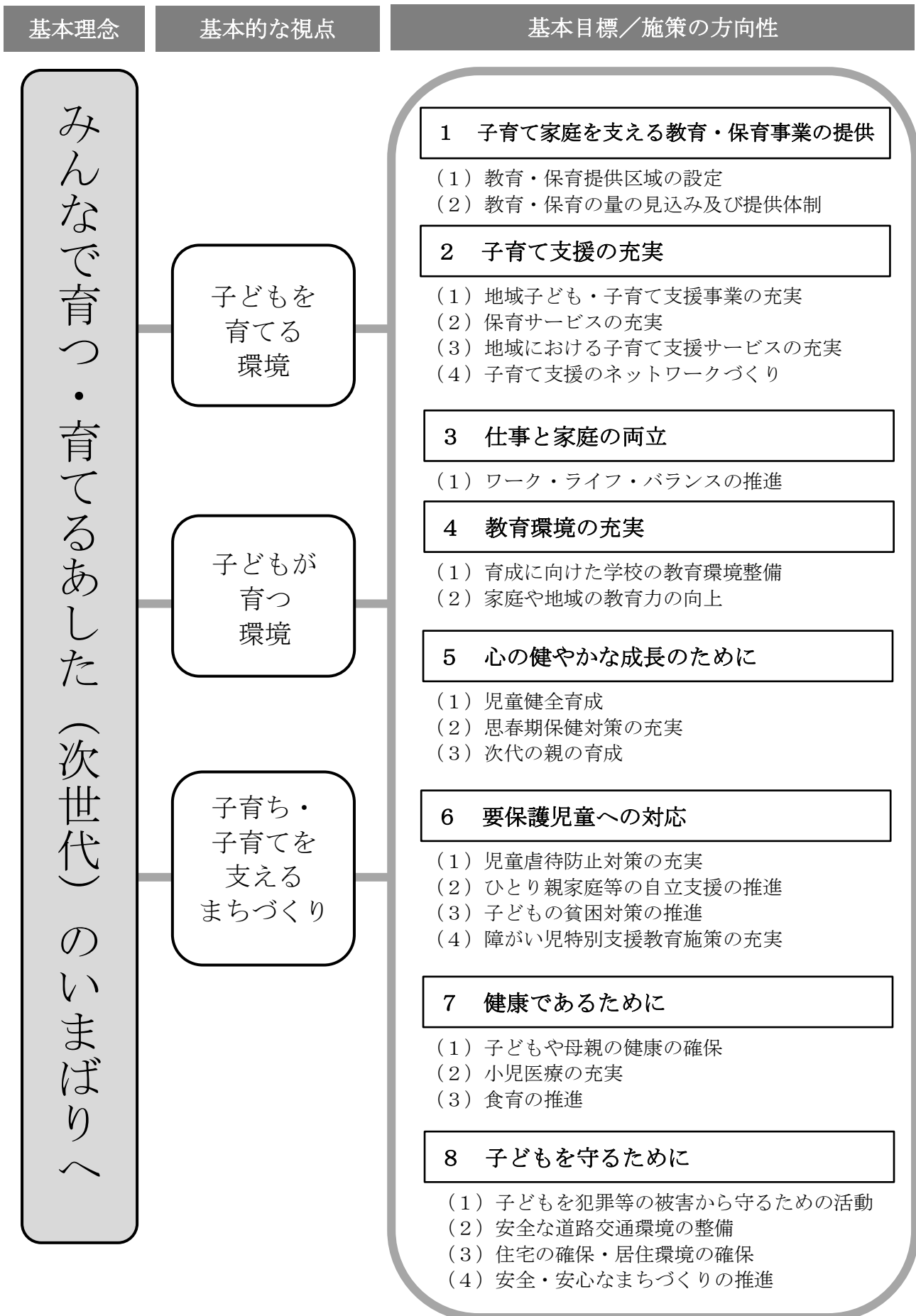
子どもを安心して生み育てることができるとともに、子どもがいきいきと遊ぶことができるよう、公園の整備・情報提供をはじめ、子育てバリアフリーの視点を取り入れた居住環境や道路交通環境の整備を図ります。

また、子どもの安全を確保するため、地域における防犯活動等の取り組み、犯罪被害から子どもを守るための取り組みを推進します。

■施策の方向性

- (1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動
- (2) 安全な道路交通環境の整備
- (3) 住宅の確保・居住環境の確保
- (4) 安全・安心なまちづくりの推進

4 施策体系



第4章 施策展開

1 子育て家庭を支える教育・保育事業の提供

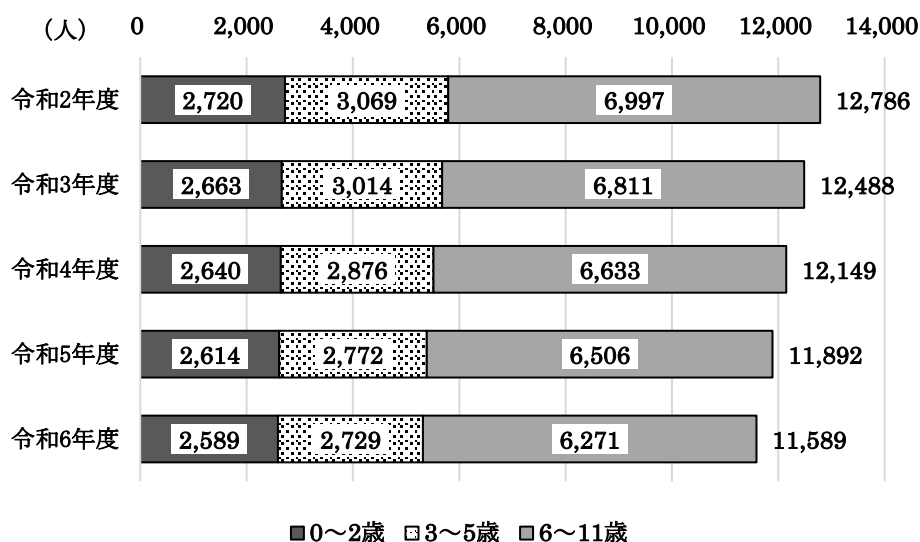
(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）であり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況等を総合的に勘案して設定するものです。

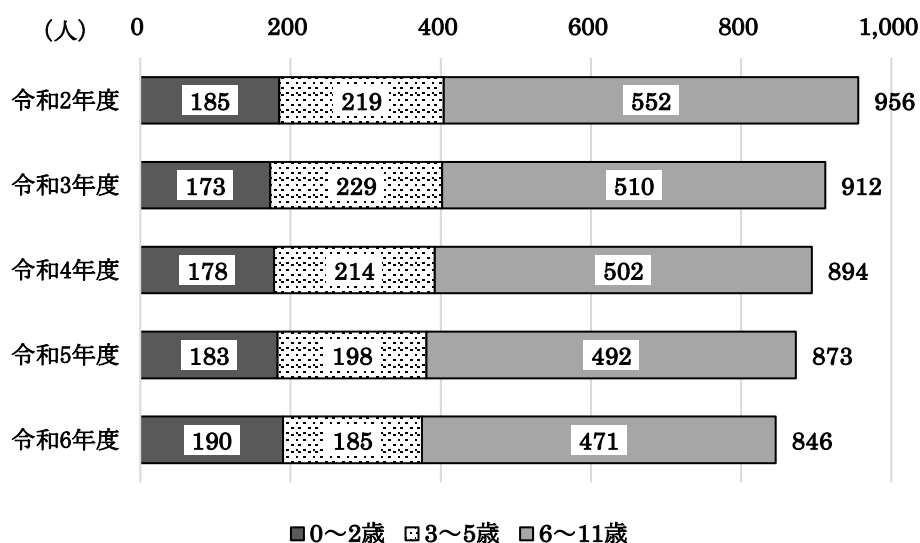
今治市では、各地域の子どもの人数や資源の状況を踏まえ、基本的な教育・保育提供区域を「陸地部」と「島しょ部」の2区域に設定します。

■子どもの人口の見通し（0歳から11歳）

ア 陸地部



イ 島しょ部



◆提供区域事業の詳細

■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域一覧

事業区分		提供区域	考え方
教育・保育	※1号認定 (3～5歳：教育)	2区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、2区域とします。
	※2号認定(3～5歳：保育)		
	※3号認定(0～2歳：保育)		
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業 (延長保育事業)	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		
	地域子育て支援拠点事業	2区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、2区域とします。
	一時預かり事業		
	子育て短期支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	病児保育事業		
	ファミリー・サポート・センター事業		
	利用者支援事業		
	乳児家庭全戸訪問事業		
	養育支援訪問事業		
	妊婦健診事業		
実費徴収に係る補足給付を行う事業			

※ 子ども・子育て支援法第30条の4第1号及び第2号、並びに第3号認定を含みます。(以下、それぞれ「新1号認定」、「新2号認定」、「新3号認定」といいます。)

(2) 教育・保育の量の見込み及び提供体制

◆事業内容

幼稚園や保育所等の教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の区分にそれぞれ認定し、実施することになります。

■対象事業一覧

	対象事業	
施設型給付	認定こども園、幼稚園、保育所	1号、2号、3号の認定区分ごとにニーズを算出
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
子育てのための施設等利用給付	新制度に移行していない幼稚園、預かり保育等	新1号、新2号、新3号認定

◆家庭類型の種類

目標事業量算出のために実施したニーズ調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無や就労状況から8種類の「家庭類型」を設定し、それぞれのニーズ量を算出し、目標事業量を設定します。

■家庭類型の種類一覧

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+48時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月48時間未満+48時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+48時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月48時間未満+48時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

<確保策>

ア 陸地部

令和2年度時点の市内の教育、保育施設を最大限に活用するとともに、地域型保育事業を計画的に拡大することにより計画期間内での待機者の解消を目指します。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和2年					令和3年				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要定員総数)		1,178	520	1,633	434	1,231	1,150	511	1,604	430	1,199
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	1,752		1,673	314	919	1,752		1,673	334	949
	確認を受けない幼稚園	600					600				
	地域型保育事業				11	32				21	60
	②小計	2,352		1,673	325	951	2,352		1,673	355	1,009
②-①		654		40	-109	-280	691		69	-75	-190

(単位：人)		令和4年					令和5年				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要定員総数)		1,108	488	1,530	425	1,189	1,074	470	1,475	421	1,178
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	1,752		1,673	344	979	1,752		1,673	354	1024
	確認を受けない幼稚園	600					600				
	地域型保育事業				31	78				41	96
	②小計	2,352		1,673	375	1,057	2,352		1,673	395	1,120
②-①		756		143	-50	-132	808		198	-26	-58

(単位：人)		令和6年				
		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要定員総数)		1,059	463	1,452	417	1,167
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	1,752		1,673	374	1,054
	確認を受けない幼稚園	600				
	地域型保育事業				51	116
	②小計	2,352		1,673	425	1,170
②-①		830		221	8	3

イ 島しょ部

現状において各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。
 今後は内容の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和2年					令和3年				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要定員総数)		55	23	135	14	77	57	24	141	15	69
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	88		169	33	140	88		169	33	140
	確認を受けない 幼稚園										
	地域型保育事業										
	②小計	88		169	33	140	88		169	33	140
②-①		10		34	19	63	7		28	18	71

(単位：人)		令和4年					令和5年				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要定員総数)		57	22	132	15	71	50	21	122	16	73
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	88		169	33	140	88		169	33	140
	確認を受けない 幼稚園										
	地域型保育事業										
	②小計	88		169	33	140	88		169	33	140
②-①		9		37	18	96	17		47	17	67

(単位：人)		令和6年				
		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要定員総数)		46	19	114	16	76
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	88		169	33	140
	確認を受けない 幼稚園					
	地域型保育事業					
	②小計	88		169	33	140
②-①		23		55	17	64

<陸地部確保策>

就学前児童数の推移や無償化によるニーズの動向を見極めつつ、施設の老朽化の状況や民間事業者の意向を総合的に勘案しながら、原則中学校区ごとに、市内の公立保育所の定員を民間事業者に移管することを基本方針として再編成を進めるとともに、必要に応じ、既存私立保育所等の老朽化・耐震化のための整備を支援することで、必要な定員の維持・拡充を目指します。

また、地域型保育事業所を計画的に拡大することにより、待機児童が発生しやすい3歳未満児の定員を拡充します。

- 1 公立保育所の定員移管については、「今治市立保育所・認定こども園 再編成への取組方針」を基本として進めます。
- 2 既存私立保育所等の整備については、概ね以下の方針に基づき、予算の範囲内で補助を行います。

ただし、個別具体的な整備の実施にあたっては、その時点での個別の事情や意向に基づき、各民間事業者が自ら意思決定するものです。このため、以下は市の基本的な対応方針を示すものとなります。

(1) 公立保育所の定員移管（上記1）を目的とした整備事業について

市の公募等に応じ、公立保育所の定員移管を目的とした整備事業については、最も優先度の高い補助対象事業とします。幼保連携型認定こども園の整備を基本としますが、既存保育所が保育所として増築整備を行う場合等も対象となる場合があります。

(2) 既存私立保育施設の建て替え、耐震整備等について

現に市内で認可保育施設を運営する事業者が、老朽化や、現行の耐震基準を満たさない等の理由により認可保育施設として建て替え、または耐震整備等を行う事業については、当該整備が行われなければ、当該地域において必要な保育の提供体制の維持・確保に支障がある等、その必要性が高いと認められる場合において、上記（1）に次ぐ優先的な補助対象事業とします。

(3) 幼保連携型認定こども園以外の種類の認定こども園整備について

不足が見込まれる定員の拡充が図られる等、極めて必要性が高いと認められる整備については、上記（2）に次ぐ補助対象事業とする場合があります。

(4) 既存私立認定こども園の建て替え、耐震整備等について

建設年度が比較的新しい施設が多く、当面は優先的に補助を行う対象とは想定し難いですが、老朽化が著しい部分、現行の耐震基準を満たさない部分がある場合や、将来的に老朽化等による整備の必要性が生じた場合等、参酌すべき特段の事情がある場合は、(2) に準じて必要性を判断します。

<島しょ部確保策>

現在島しょ部には、公立の認定こども園が5園ありますが、就学前児童数の推移や無償化の影響による新たなニーズの掘り起こし等の動向を見極めながら、必要な利用定員の確保を図ります。

一方、施設の老朽化や深刻な保育士不足を解消し、安心・安全な教育・保育の提供体制を維持するため、陸地部同様、施設の統廃合や民間事業者への定員移管や民営化等、様々な手法を視野にいたした検討を行います。

2 子育て支援の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

【1-1 時間外保育事業（延長保育事業）】

◆事業内容

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労等の都合で時間内での送迎が困難な場合、通常の利用日以外の日、並びに利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

<確保策>

ア 陸地部

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。
今後は内容の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	584	572	556	543	536
②確保の内容	2,616	2,600	2,500	2,400	2,400
②-①	2,032	2,028	1,944	1,857	1,864

イ 島しょ部

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。
今後は内容の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	43	43	42	41	40
②確保の内容	342	342	334	326	318
②-①	299	299	292	285	278

【1-2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子ども教室】

◆事業内容

放課後児童健全育成事業は、昼間、就労等により保護者がいない家庭の児童に対して、放課後や学校休業日に学びや遊びを通して、児童の健全な育成を図る支援活動を行います。

また、放課後子ども教室は、すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを図るものです。

<確保策>

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の全ての児童の安全・安心な『居場所』を確保するため、放課後児童クラブの現行施設の拡充や、放課後子ども教室との一体型について検討していきます。

子どもの主体性を尊重し、健全な育成を図る観点から、学校施設の活用を検討し、放課後児童クラブでは、開設時間の延長等、利用者ニーズを踏まえた支援体制を整え、低学年児童を優先した上で、順次高学年児童の受け入れを行います。

放課後子ども教室では、各地域のニーズを把握した上で、場所の確保を図り、併せて、各地域に潜在する幅広い人材の確保に努め、必要とされる教室の整備に向けた体制づくりを築いていきます。

ア 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,622	1,521	1,587	1,564	1,472
1年生	542	505	533	522	489
2年生	537	500	528	517	485
3年生	342	319	336	329	309
4年生	129	129	120	127	124
5年生	58	54	57	56	52
6年生	14	14	13	13	13
②確保の内容	1480	1480	1510	1521	1559
②-①	-142	-41	-77	-43	87

イ 放課後子ども教室

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保の内容	2	2	3	3	4
②-①	-2	-2	-1	-1	0

【1-3 地域子育て支援拠点事業】

◆事業内容

「ばりっこ広場」等の地域子育て支援拠点事業所は、0歳からおおむね3歳までの幼児とその親が対象の地域に根ざした子どもの遊び場です。子育て機能の低下や子育て中の孤独感に対応するため、育児に対する不安や悩みの相談や多くの子育て講座等を通して、親子の交流やふれあいの場を提供することで、子どもの健やかな育成を支援しています。

<確保策>

地域における子育て支援を実施する認定こども園の設立との整合を図り、提供体制を整備します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人回)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		8,469	8,264	8,209	8,151	8,095
②確保の内容	月間延べ	8,469	8,264	8,209	8,151	8,095
	実施か所数	9	9	9	9	9
②-①		0	0	0	0	0

【1-4 一時預かり事業】

◆事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、認定こども園、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行います。

<確保策>

ア 陸地部

(ア) 幼稚園型

幼稚園や認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業は、15園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1号による利用	6,989	6,864	6,549	6,313	6,215
	2号による利用	132,951	130,569	124,590	120,085	118,222
②確保の内容		262,800	258,100	246,300	237,400	233,700
②-①		122,860	120,667	115,161	111,002	109,263

(イ) 幼稚園型を除く

幼稚園や認定こども園、保育所において、幼稚園型を除く一時預かり事業は13園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	30,200	29,605	28,885	28,286	27,947
②確保の内容	31,200	30,600	29,900	29,300	28,900
②-①	1,000	995	1,015	1,014	953

イ 島しょ部

(ア) 幼稚園型

幼稚園や認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業は、島しょ部にある公立認定こども園5園において実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1号による利用	0	0	0	0	0
	2号による利用	2,676	2,798	2,615	2,420	2,261
②確保の内容		4,400	4,400	4,100	3,800	3,600
②-①		1,724	1,602	1,485	1,380	1,339

(イ) 幼稚園型を除く

幼稚園型を除く一時預かり事業は、島しょ部にある公立認定こども園3園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,522	1,515	1,477	1,436	1,413
②確保の内容		5,400	5,400	5,300	5,200	5,100
②-①		3,878	3,885	3,823	3,764	3,687

【1-5 子育て短期支援事業】

◆事業内容

保護者が疾病・疲労等の身体的・精神的・環境的な理由で、養育が一時的に困難になった場合に、福祉施設で一定期間（原則7日以内）養育・保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。

<確保策>

子育て短期支援事業については、現在、市内1施設のみとなっており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	18	18	17	17	17
②確保の内容	18	18	17	17	17
②-①	0	0	0	0	0

【1-6 病児保育事業】

◆事業内容

子どもが病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合や、病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難な期間等において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。（病児対応型・病後児対応型）

<確保策>

病児保育事業は、「キッズケア・青い鳥」において実施されています。今後、量の見込みに対する提供体制を確保していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,325	3,263	3,174	3,096	3,057
②確保の内容	2,400	2,400	2,400	3,600	3,600
②-①	-925	-863	-774	504	543

また、保育中に微熱を出す等、「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図り、保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る体調不良児対応型についても、必要に応じ、段階的に拡充していきます。

【1-7 ファミリー・サポート・センター事業】

◆事業内容

子育ての手助けが必要なすべての方のために、地域での育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が会員登録をし、互いに助け合う有償の会員組織であり、そのための連絡・調整を行います。

<確保策>

ファミリー・サポート・センター事業については、現在、市内1か所で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		2,049	1,919	1,882	1,859	1,841
②確保の内容	年間延べ	2,049	1,919	1,882	1,859	1,841
	か所数	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

【1-8 利用者支援事業】

基本型

◆事業内容

「ばりっこ広場」「ハルモニアのおへや」で、専門の子育て支援コーディネーターが日々の多様な子育てに関する悩みや相談を伺い、子育てサービスの情報提供や必要に応じた助言を行い、適切な関係機関へ連絡調整を円滑に行います。

<確保策>

子育て支援事業の円滑な利用を促進するため、地域子育て支援拠点事業所等に、市の子育て支援サービスを熟知した子育て支援コーディネーターを配置します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	基本型	2	2	2	2	2
②確保の内容	基本型	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

母子保健型

◆事業内容

妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じながら、妊産婦や乳幼児の状況を把握し、関係機関との連携・調整を図り母子保健と子育て支援を包括的に行うことで、切れ目のないきめ細やかな支援を提供していきます。

<確保策>

保健師等の専門職員を配置し、市内1か所で開設しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	母子保健型	1	1	1	1	1
②確保の内容	母子保健型	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

【1-9 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）】

◆事業内容

生後4か月頃までの乳児のいる全家庭に対して、保健師や主任児童委員が訪問し、子育ての孤立化を防ぎ、子育てに関する相談等に対応しています。また、子育て支援に関する情報提供を行い、母子の心身の状況や乳児の発育発達及び養育環境を把握し、助言や支援が必要な家庭には適切なサービスにつなげ、地域の子育て支援活動のネットワークを強化するものです。

<確保策>

乳児家庭全戸訪問事業については、今後も対象となる乳児のいるすべての家庭を保健師・主任児童委員等、89人の家庭訪問者で実施していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		955	948	940	933	926
②確保の内容	年間延べ	955	948	940	933	926
	訪問者	89	89	89	89	89
②-①		0	0	0	0	0

【1-10 養育支援訪問事業】

◆事業内容

子育てに対して不安や孤独感を抱える家庭や、様々な要因で養育支援が必要とされる家庭に対して、直接訪問し、子育て経験者による育児・家事の援助や、保健師等の専門家からの養育に関する指導・助言等を行い、各家庭が抱える養育上の課題の解決・軽減を図ります。

また、要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な保護を図ります。

<確保策>

現在、市独自の委託事業により、子育て世帯からの申請を受けて子育て応援ヘルパーを派遣する等、主に家事援助を中心に支援を行うとともに、保健師等が気になる家庭を訪問し、助言や相談活動を実施しています。

さらに養育支援訪問事業による要支援児童等への支援に積極的に取り組むとともに、子育て応援ヘルパー派遣事業を有効に活用することで、子育て世帯の生活の安定と負担の軽減に努め、適切な養育環境の確保を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人、件数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	ヘルパー派遣	29	29	29	29	29
	養護対応相談	1062	1062	1062	1062	1062
②確保の内容	ヘルパー派遣	29	29	29	29	29
	養護対応相談	1062	1062	1062	1062	1062
②-①		0	0	0	0	0

【1-11 妊婦健診事業】

◆事業内容

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産が出来るよう、妊娠期間中の適切な時期に、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行います。

<確保策>

妊娠届出をした妊婦に対し、委託医療機関で受診できる妊婦健診 14 回分の受診票の交付を行い、妊婦健康診査に係る費用の一部助成を行うことで、健康管理の充実と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を整えます。

また、受診票交付時には、保健師と面談を行うことで妊娠初期からのサポート体制を整えるとともに、医療機関との連携を密にし、ハイリスク者のフォローも行います。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	953	945	937	931	924
②確保の内容	953	945	937	931	924
②-①	0	0	0	0	0

【1-12 実費徴収に係る補足給付を行う事業】

◆事業内容

実費徴収を行うことが出来ることとされている食事の提供に要する費用について、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に子どもを通園させる世帯のうち、市民税所得割課税額が一定の金額を下回る世帯や、特定の第3子がいる世帯等に対し、当該子どもに係る食事の提供に要する費用（副食費）の一部を補助する事業です。

<確保策>

現在、新制度未移行園は陸地部に2園のみとなっております。今後の量の見込みに対して、十分な提供体制を確保していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	91	89	86	83	82
②確保の内容	91	89	86	83	82
②-①	0	0	0	0	0

(2) 保育サービスの充実

近年、子育てに対して不安や孤立感を感じる家庭や、経済的負担が大きい家庭が少なくありません。また、保護者の就労の多様化により保育の必要性が増大しています。そんな中、単に数を合わせるのではなく、心身ともに子どもの健やかな育成を支えるためには、保育の質の向上が重要であり、より質の高い育成環境を整えられるようきめ細かな支援を推進していきます。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
保育の質の向上	◆各種団体等が実施する研修会やキャリアアップ研修への参加を促進し、保育の質の向上を図ります。	保育幼稚園課
多子世帯の保育料の減免	◆同じ世帯から2人以上が同時に保育所や幼稚園等に入所する場合、保育料の減免により多子世帯の経済的負担を軽減します。	保育幼稚園課
保育士の確保	◆処遇改善や就職促進支援、保育士センターや大学等との連携により保育士を確保し、適正な配置を図ります。	保育幼稚園課

(3) 地域における子育て支援サービスの充実

親と子の育ちを地域で支え、子育ての負担を軽減するために、地域での取り組みやその体制づくりが求められています。また、生活形態が多様化する中で、子育てに対するニーズも多様化して来ました。それらに対応すべく、地域での様々な事業を通して、子どもの健全な育成のために、そして必要な所に必要な支援を提供できるよう支援強化を図っていきます。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
わくわく子育てサロン事業	◆児童館や地域子育て支援拠点事業所等の拠点施設がない地域の保育所で、子育て中の親子が交流・情報交換のできる場所を月数回提供します。	子育て支援課
マイ保育園事業	◆妊娠中から満3歳になるまでの乳幼児のいる家庭を対象に、保育所等を地域の子育て拠点施設と位置づけ、子育て相談、子育て講座、園庭開放、おためし保育（半日無料体験）等を行います。	子育て支援課
子育てファミリー応援ショップ事業	◆妊婦や就学前児童のいる世帯が、協賛店舗で買い物をした際に、市が交付する「子育て応援カード」を提示すると、店独自の割引等などのサービスが受けられます。（事業の期間は、令和4年度まで）	子育て支援課
子育て応援ヘルパー派遣事業	◆妊娠中や乳児を養育する方が体調不良等で家事や育児が困難な家庭、2人以上の乳幼児を養育する家庭等にヘルパーを派遣して、家事や育児の援助を行います。	子育て支援課
子どもと家庭の相談	◆家庭児童相談員を配置して、心配や悩みの個別相談、電話相談を実施し、子どもと家庭に関する助言・指導を行います。	子育て支援課
婦人相談	◆婦人相談員を配置して、配偶者等からの暴力や暴言等（DV）に関する悩み、家族間に関する悩み等について、相談事業を行います。	子育て支援課

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
子育てプラザ（総合窓口）	◆子育て等に関する総合的な窓口を設置し、相談等を行います。	子育て支援課
幼稚園・認定こども園における子育て支援	◆地域の未就園児のいる家庭への情報提供や相談事業を行います。	保育幼稚園課
幼稚園・認定こども園における園庭・園舎の開放	◆幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を実施します。	保育幼稚園課
ブックスタート	◆赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくりふれあうひとときを持つきっかけづくりのため、乳児健診時に絵本を手渡します。	社会教育課
絵本・紙芝居の読み聞かせ	◆図書館では、小さい頃から絵本や紙芝居に親しんでもらうため、朗読ボランティアによる読み聞かせを実施します。	社会教育課
子育てサークル支援の推進	◆地域の自主的な子育てサークルに対し、子育てに関する情報提供や意見交換会を実施します。	子育て支援課
子育て個別相談	◆育児不安や、育てにくさを感じる親への支援を行います。	健康推進課
発達フォロー相談及び教室	◆幼児健診後、フォローの必要な児の2次相談やフォロー教室の実施により、親子の支援を行います。	健康推進課

(4) 子育て支援のネットワークづくり

子育ての課題を社会全体ものとしてとらえるとき、地域支援のネットワークの構築が必要不可欠であり、それが子育てに限らず地域の活性化へもつながっていきます。地域の方々の参画を通じて、子育ての情報共有や親と子の交流の場の形成を促し、子育てへの最善の環境を創造できるよう支援の充実を図ります。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
地域子育てサポーター	◆地域における子育て支援者として、子育て当事者への情報提供や交流の仲立ち、また、イベント等における託児スタッフとして従事します。	子育て支援課
地域と子育て機関との連携	◆地域の子育て機関と子育て世帯とのパイプ役を行う民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援、推進します。	子育て支援課 福祉政策課
	◆地域の関係機関が情報の共有を図り、発達障害の早期発見や児童虐待の未然防止等に努めます。	
バリママ子育て応援事業	◆子育て中の協力員「バリママ」が毎月情報交換を行い、ホームページに子育て支援サイト「がんばりママ きらりんネット」を掲載し、子育て家庭への情報発信を行います。	子育て支援課
	◆子育てに関する情報誌を作成・配布し、子育て世帯への情報提供を行います。	

3 仕事と家庭の両立

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）には、働きながら育児・介護のための制度や環境を整える「両立支援」と、男女の性別にかかわらない「男女均等推進」が含まれており、子育てに直結した課題でもあります。多様な働き方を選択できる環境を整え、生活と働き方の見直し、男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう多様な保育サービスの実施・充実を図ります。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、国や県、民間企業、地域住民等と連携を図りながら、意識啓発を図ります。	商工振興課 人権啓発課 子育て支援課
家庭や職場等における男女共同参画	◆男女が共に家事・育児・介護等を分かち合い、家庭生活と仕事や地域活動を両立することができるよう、意識啓発を行います。	人権啓発課
育児・介護休業制度の普及啓発	◆育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られる雇用環境の整備に向けて、周知活動を行います。	商工振興課
母親の就職支援	◆妊娠・出産により退職したり、今後就職したいと考える母親に対し、就職支援講習を行い、就職への不安を軽減します。	子育て支援課
父親の子育て参加	◆父親が子育てに積極的に参加できるよう、国や県、民間企業、地域住民等と連携を図りながら、イクメンプロジェクトの推進等の意識啓発を図ります。	子育て支援課
産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	◆0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所の時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況を踏まえ、ニーズ調査結果を分析しつつ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から利用を希望する保護者が、円滑に質の高い保育を利用できるよう、行政窓口並びに地域子育て支援拠点事業所等の相談窓口の充実に努めます。	保育幼稚園課

4 教育環境の充実

(1) 育成に向けた学校の教育環境整備

子どもたちを取り巻く環境が大きく変わる中、多様な変化に対応した教育環境の整備を進め、現代の複雑かつ多様な課題に対応できるよう、そして、より健全で豊かな人間形成が行えるよう支援していきます。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
確かな学力の向上	◆愛媛大学との共同研究をはじめ、関係機関と連携し、きめ細かな指導の充実や学校の活性化等の取組を推進します。	学校教育課
道徳教育の推進	◆全ての幼稚園・認定こども園・小中学校において、計画的な道徳教育を実施します。	学校教育課 保育幼稚園課
人権教育の推進	◆全ての幼稚園・認定こども園・小中学校において、同和教育をはじめ、あらゆる差別の解消をめざした人権教育の推進を図ります。	学校教育課 保育幼稚園課
スクールカウンセラー	◆カウンセリングにより、問題行動等の予防・解消を図り、ソーシャルワーカーと連携しながら、子どもの豊かな心の育成を推進します。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー	◆家庭、学校、地域等、子どもの日常生活の中で出会う様々な困難について、専門的な知識・技術を用い、子どもの立場に立って調整します。	学校教育課
ハートなんでも相談員	◆児童生徒が気軽に話せる第三者として悩み、不安、ストレス等を和らげ、問題行動や不登校等の防止を図ります。	学校教育課
小中学校におけるスポーツ環境の充実	◆課外活動や運動部活動を推進し、子どもたちが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲、能力を育成します。	学校教育課

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
信頼される小中学校づくり	◆学校支援ボランティア制度を活用して学校教育の充実を図る一方、危機管理マニュアルを充実し、研修や訓練等を計画的に実施します。	学校教育課
幼児教育の振興	◆幼稚園における地域交流活動を推進するとともに、子どもが新制度未移行の私立幼稚園に通園する世帯のうち、市民税所得割合算額が一定の金額を下回る世帯や特定の第3子がいる世帯等について、副食の提供に要する費用の一部を補助します。	保育幼稚園課
幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校の連携	◆幼稚園・保育所・認定こども園と小学校・中学校の連携のあり方等について、研究を進めます。	学校教育課 子育て支援課 保育幼稚園課

(2) 家庭や地域の教育力の向上

「家庭」「学校」「PTA」「地域」等、多様な結びつきと価値観が子どもを取り巻いています。それらの地域における様々な知識や技術をもった人々との交流や支えを通して子どもの育成を図り、なおかつ子どもの健全な成長にとって重要であるそれらの基盤環境自体のさらなる向上を図ります。また子どもを家庭と地域で守り育むための活動・支援を継続して行います。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
小中学校における家庭教育学級の充実	◆各小中学校のPTAで家庭教育学級を編成し、学習活動を実施します。	社会教育課
児童生徒健全育成地域活動	◆学校・PTA等が一体となって組織された「児童・生徒健全育成地域活動推進協議会」を中心に、児童生徒の健全育成を目的として、研修会や講演会の開催、家庭や地域における相談活動等を行います。	社会教育課
放課後子ども教室	◆小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。	社会教育課

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
放課後子ども総合プラン	◆放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体型を検討しながら、まずは、放課後児童クラブの充実を図り、安全安心な放課後等の居場所の確保に努めます。	社会教育課 子育て支援課
	◆女性の就労率の上昇に伴うニーズの変化に対応すべく、開設時間の延長や高学年の受け入れ等を検討し、支援体制を整えていきます。	
	◆障がい児・ひとり親家庭・低所得者世帯等、特別な配慮を必要とする児童へ対応するため、スタッフ教育・研修を企画し、情報と知識を共有した適切な人材を配置できるよう検討します。 職員の配置について、財政的に安定した運営を目指し、適正な人数の配置を継続します。	
	◆地域の実情に応じた効果的な事業の検討の場としての「今治市放課後子どもプラン運営委員会」を活用し、関係者との間で共通理解や情報共有を図れるような適切な体制づくりを構築します。	
	◆経済的な面での支援として収入に応じた減免措置を継続します。	
	◆民間事業者の参入や委託先の多様化等を継続して進めていき、待機児童の対策及び多様なニーズへの対応に努めます。	

5 心の健やかな成長のために

(1) 児童健全育成

子どもたちの健全な生活への導きと、心身ともに健康で豊かな感受性が身に付けられるよう多岐に渡る取り組みを推進しています。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
児童館	◆今治市児童館基本計画を策定し、各児童館を拠点に市内全域において、子ども健全育成、子育て支援・地域福祉を実施します。	子育て支援課
少年少女発明クラブ	◆児童(小学5・6年生)が家庭や学校とは異なった集団の中で、工作活動を通じて科学的な発想を育成するとともに、創造性豊かな人間形成を図ります。	商工振興課
引きこもり・不登校対策	◆今治市適応指導教室(コスモスの家)を設置し、引きこもりや不登校児童・生徒の支援を行います。	教育委員会 総務課
大三島少年自然の家	◆宿泊型の野外体験施設を設置し、児童生徒の健全育成活動に取り組みます。	社会教育課
青少年悩み相談	◆青少年センターにおいて、いじめ、不登校、非行、家庭生活等青少年に関する悩みごとの相談を実施します。特に、いじめに関しては「いじめ相談ホットライン」を設置して対応に取り組みます。	社会教育課 学校教育課
青少年の街頭補導	◆小中高生を対象に、繁華街や公園周辺等の青少年が集まりやすい場所を巡回指導します。	社会教育課
ちびっこ広場の整備	◆児童の豊かな情操と健康な身体を養うことを目的に、自治会等が設置しているちびっこ広場の整備の助成をします。	市民生活課
児童手当	◆中学校卒業前までの児童を養育している方に経済的支援を行い、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課

(2) 思春期保健対策の充実

身体的・精神的な発達や変化が著しい思春期において、心身の健康の向上に必要な正しい知識や態度を身につけさせ、健康面だけに限らず、自らの存在を前向きに考え・感じられるよう正しく導き、そのための支援の充実を図ります。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
小中学校における薬物乱用防止教育	◆外部講師を招いての講演会や研修を開催し、保健体育や学級活動をとおして、薬物の乱用防止教育に取り組みます。	学校教育課
小中学校における喫煙防止教育	◆保健体育や学級活動をとおして、計画的に喫煙の防止を図ります。	学校教育課
思春期における健康教育	◆学校との連携により、生徒や保護者等に対し、性、薬物、たばこ・アルコール等について生涯を通じた健康づくりに関する指導を行います。	学校教育課 健康推進課
思春期における性教育	◆生徒や保護者等に対し、講話や研修をはじめ、性教育に関する指導を行います。また、思春期やせ症及び不健康やせに関する指導を行います。	学校教育課 健康推進課

(3) 次代の親の育成

将来の親となる世代が、子どもを育てたり、男女で協力して築く家庭の大切さを認識できるようふれあいの機会を設けたり、社会の一員として次世代の地域の核となる人材の育成につながる支援を推進していきます。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
小中高生の乳幼児とのふれあい体験	◆小中学校・高校の生徒と保育所等を利用する乳幼児とのふれあい体験学習を実施します。	学校教育課 保育幼稚園課
コミュニティ活動の育成	◆地域のコミュニティの活性化、連帯感の醸成を目的に、各種行事やイベント等を市内27地区で実施する団体に助成します。	市民生活課
男女共同参画意識の醸成	◆男女が協力して家事や育児をすることの意義等について、人権啓発フェスティバル等で、男女共同参画意識の啓発を行います。	人権啓発課

6 要保護児童への対応

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は命の問題です。そして何よりも早期発見が第一であり、正しく積極的な対応が重要です。そのため、保健・福祉・教育の担当部署と医療や司法の関係機関等が連携を密にし、啓発活動による児童虐待の防止と、早期発見・早期対応に努めていきます。また立ち直りを支援するため、要保護児童対策地域協議会の充実に努めます。合わせて、市における相談体制を強化するため、子ども家庭総合支援拠点の設置に努めます。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
子ども家庭総合支援拠点の設置	◆子どもとその家庭・妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、専門的な相談対応や必要な調査・訪問等による継続的支援を行います。	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会	◆要保護児童の適切な保護、要支援児童・特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、情報交換・支援内容に関する協議を行います。	子育て支援課
子ども虐待防止講演会	◆講演会を開催して、市民の意識啓発を図り、児童虐待の防止に取り組みます。	子育て支援課
児童虐待等の未然防止・早期発見	◆児童虐待等の未然防止や早期発見を目的に、通報体制の強化や市民への周知を図ります。	子育て支援課
子どもの権利擁護の推進	◆啓発活動等を通じて、子どもたちが本来持つ権利を尊重するとともに、必要な保護を効果的に実施し、「子どもの最善の利益」の実現を目指します。	子育て支援課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子・父子家庭の児童の健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に、子育てや生活支援・経済的支援等、総合的な対策を推進します。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
母子父子寡婦福祉資金の貸付	◆母子・父子・寡婦における経済的自立や児童の就学等に関する資金を貸し付けます。	子育て支援課
母子家庭等の就労支援	◆ひとり親家庭における母親等の職業能力開発のための講座受講費用や、就業に有利な一定の資格を取得するまでの生活費について、一部助成を行います。	子育て支援課
母子家庭等の自立支援プログラム	◆ひとり親家庭における母親等の就業を支援するため、公共職業安定所等の関係機関と連携し、自立支援計画を策定します。	子育て支援課
ひとり親家庭への介護人の派遣	◆ひとり親家庭で一時的な介護や保育等が必要な場合、介護人を派遣します。	子育て支援課
母子・父子相談	◆母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭の生活の安定・自立に関する相談業務を実施します。	子育て支援課
母子・父子家庭等への情報提供	◆ひとり親家庭等に対し、自立支援に向けた情報提供を行います。	子育て支援課
児童扶養手当	◆父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳到達後最初の3月31日まで)を養育している方へ経済的支援を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭の医療費助成	◆20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の親及びその子どもについて、医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
母子世帯等の保育料の減免	◆認可保育所等における低所得の母子世帯等について、経済的負担の軽減を図るため、保育料の減免を行います。	保育幼稚園課
母子生活支援施設の運営と整備	◆支援を必要とする母子世帯が、安心して自立に向けた生活を営むことができるよう、母子生活支援施設を効果的に運営するとともに、環境の整備を図ります。	子育て支援課

(3) 子どもの貧困対策の推進

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもたちの育成環境を整備し、教育を受ける機会の均等と保護者の就労支援等、総合的に推進します。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
学校教育による 学力保障	◆家庭環境等に左右されず、学校に通う子どもの学力が保証されるよう、教職員等の指導体制を充実し、きめ細やかな指導を進めます。	学校教育課
学校を窓口とした 福祉関連機関等との 連携	◆ソーシャルワーカーを配置し、福祉機関等の関係機関と連携しながら、それぞれの家庭環境に寄り添った援助を行います。 ◆スクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
地域における 学習支援	◆地域人材を活用した放課後子ども教室等の取り組みを推進します。	社会教育課
義務教育段階の 就学支援の充実	◆児童扶助費や生徒扶助費で、経済的な理由で就学が困難な場合に学校で必要な経費の一部を援助します。	学校教育課
高等学校等就学による 経済的負担の軽減	◆経済的な理由により高等学校等の就学機会が妨げられることなく、安心して教育を受けられるよう奨学金制度の推進に努めます。	教育委員会 総務課
子どもの学習等 支援事業	◆「貧困の連鎖」を断ち切ることを目標に、子どもたちの居場所づくりや学習機会の提供、将来へのきっかけづくりを行い、希望する高校への進学を支援します。	生活支援課
子どもの食事・栄養 状態の確保	◆経済的困難を抱える児童生徒に対して、学校給食費等の支援を行います。 ◆子ども食堂実施団体に対して、情報提供等の支援を行います。	学校教育課 子育て支援課
保護者の健康確保	◆母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の保護者が抱えている様々な悩み等の相談に応じ、必要な情報提供を行います。	子育て支援課

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
児童養護施設の退所児童等の支援	◆退所後のアフターケアを推進し、相談等の支援を行います。	子育て支援課
関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	◆地域の関係機関が連携し、子育てを支える地域ネットワークを構築し、情報交換・支援内容に関する協議を行います。	子育て支援課
子どもの就労支援	◆相談業務の中で、関係機関へ繋いでいく等の支援を行います。	子育て支援課
支援する人員の確保等	◆ケースワーカーや母子・父子自立支援員等を対象とした研修会に参加する等、資質向上を図ります。	生活支援課 子育て支援課
保護者に対する就労の支援	◆生活保護受給者等の就労支援を行い就職による経済的自立の実現を図ります。	生活支援課
貧困家庭への経済的支援	◆母子父子寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当等で経済的支援を行います。	子育て支援課

(4) 障がい児特別支援教育施策の充実

個人の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会に参加するための必要な力を養うために、一人ひとりの状態に合わせてきめ細かな支援を継続していきます。「障がいのある人がない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」というノーマライゼーションの理念のもとに、発達障害の児童・障がい児の療育体制の強化やその保護者を支援する体制の強化にも力を入れてまいります。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
認可保育所・認定こども園における障がい児保育	◆各保育所・認定こども園において、特別な配慮を要する幼児の受け入れを実施します。	保育幼稚園課
幼稚園・認定こども園における特別支援教育	◆各幼稚園・認定こども園において、特別な配慮を要する幼児の受け入れを実施します。	保育幼稚園課
個に応じた教育指導体制	◆今治市教育支援委員会において新入児の現状把握を行うとともに、各小中学校に校内教育支援委員会を設置して、個に応じた指導内容の充実を図ります。	学校教育課
特別支援教育コーディネーター	◆小中学校に配置し、特別支援教育に関する内容について相談を受け、個別の支援ができるように関係者・機関と連絡調整を図ります。	学校教育課
児童発達支援	◆未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。	障がい福祉課
放課後等デイサービス	◆就学している障がいのある児童生徒に、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等を行います。	障がい福祉課
保育所等訪問支援	◆保育所等を現在利用中の障がいのある児童が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。	障がい福祉課
レスパイトサービス事業	◆在宅障がい者（児）の介護者の疾病や、冠婚葬祭等により介護が困難になった場合、一時的に障がい者（児）を預かります。	障がい福祉課

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
障がい者の自立支援対策	◆地域自立支援協議会等を通じて、障がい者に関する福祉・保健・医療等のサービスを総合的に調整します。	障がい福祉課
障がい者（児）相談	◆相談支援センターを設置して、障がい者（児）の生活一般に関する相談事業を実施します。	障がい福祉課
発達障害支援への取り組み	◆発達に課題のある乳幼児の早期発見・早期支援を行うとともに、関係機関が連携を図りながら総合的な支援を行うことにより、子育て家庭の不安の軽減を図ります。	障がい福祉課
障害児福祉手当	◆20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい児に支給します。	障がい福祉課
特別児童扶養手当	◆20歳未満で身体または精神に障がいのある児童を監護している方に対し、経済的支援を行います。	子育て支援課
重度心身障害者の医療費助成	◆身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B(医)取得者について医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課

7 健康であるために

(1) 子どもや母親の健康の確保

妊娠・出産から乳幼児期の健康診断や保健指導の充実を図り、総合的、かつ継続した環境の整備に努め、誰もが安心して出産し、親と子がともに健やかに生きていけるよう支援していきます。

また、保健に関する適切な相談支援や情報提供を行い、保健・福祉・医療・教育機関との連携も図り、総合的に母子保健の充実に努めます。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
母子健康手帳の交付	◆妊娠の届出による母子健康手帳交付時に、アンケートや面談等を行い、支援に必要な情報収集と利用可能なサービス等についての情報提供を行います。	健康推進課
出産準備教育 (パパママ学級)	◆初めて出産する妊婦とその夫を支援するとともに、その不安を軽減し、乳幼児の健やかな成長を図ります。	健康推進課
低出生体重児への支援	◆妊婦健康診査の充実や、母体の健康管理についての指導を進めます。妊婦の喫煙・飲酒率を減らすよう、指導を行います。	健康推進課
産後うつへの支援	◆新生児期の訪問を増やし、産後うつへの早期対応を図ります。	健康推進課
乳幼児歯科相談	◆子どもの歯に関心を持ち、仕上げ磨きをする親の割合を増やします。	健康推進課
妊産婦・乳幼児家庭訪問	◆生活環境の変化が大きい妊娠・出産・育児の時期に保健師が訪問指導を行うことにより、育児不安の解消を図ります。また、ハイリスク妊婦・乳幼児へのフォロー体制を整えます。	健康推進課
乳幼児健康相談	◆身体計測を実施し、心身の健康及び発育発達に関する相談に応じ、必要な助言及び育児不安の軽減を図ります。	健康推進課

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
乳幼児健康診査	◆乳児・1歳6か月児・3歳児に対する身体計測、個別相談、内科健診、歯科健診等を行い、乳幼児の健全育成と育児不安の軽減を図ります。	健康推進課
医師による個別相談	◆乳幼児期の育児不安、学校生活、友人関係等、幅広い相談を行います。また、療育に関する相談も行います。	健康推進課
子どもの事故 予防教育	◆健診や家庭訪問の際にパンフレット等を配布し、育児講座等により不慮の事故予防の周知を図ります。	健康推進課
不妊及び不育に 関する支援	◆不妊の相談や、特定不妊治療費助成制度及び不育治療費助成制度の周知等の支援を行います。	健康推進課
新生児聴覚検査	◆聴覚障がいの早期発見・早期療育をはかるため、新生児聴覚検査について公費負担を行います。	健康推進課

(2) 小児医療の充実

若い命を守り育み、保護者の安心を得るためにも、休日・夜間を含め小児救急患者の受け入れができる体制の整備が重要です。子ども医療費助成により充実が図られてきましたが、さらに小児医療に関する情報提供・他の機関との連携等、子どもの健康を守る体制づくりを強固なものにしていきます。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
休日夜間小児医療・小児初期救急医療	◆休日・夜間における小児医療体制について、医師会による小児の初期救急医療体制を維持するために、医師会と連携し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。こども医療でんわ相談（＃８０００）*の普及に努めます。	健康推進課
子どもの医療費助成	◆乳幼児・小中学生が医療機関で治療を受けた場合、医療費の自己負担分を助成します。（令和２年１月１日から変更・拡大を実施）	保険年金課
未熟児養育事業	◆未熟児のうち、指定養育医療機関の医師が入院養育の必要性を認めた場合、医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課

*こども医療でんわ相談（＃８０００）

…保護者の方が、休日・夜間の子どもの症状にどう対処したら良いのか、病院を受診したほうがよいのか等、判断に迷った時に、小児科医師・看護師に電話で相談できるもの。

【資料：厚生労働省】

(3) 食育の推進

子どもたちの健康を守り、健全で豊かな食習慣を定着させることは、生涯にわたる生活能力の向上であり、豊かな人間性の育成と「生きる」ことそれ自体に直結しています。

「今治市食育推進基本計画」、「今治市地産地消推進計画」等との整合性を図りながら、食に関する学習や情報提供等を行い、食を通して心身ともに健康な子どもの育成や家族との良好な関係づくりに取り組みます。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
離乳食講習	◆保健センター等において、栄養士による講習会を開催し、離乳食の適切な指導を図ります。	健康推進課
乳幼児栄養相談	◆離乳期・幼児期における栄養面での不安を解消し、健全な食生活が送れるよう支援します。また、医療との連携により、課題のある児へ適切な支援を行います。	健康推進課
保育所・認定こども園における食に関する教育	◆管理栄養士による食育講座の開催、チラシの配布等をとおして、乳幼児期における食に関する教育を推進します。	保育幼稚園課
幼稚園における食に関する教育	◆パンフレット等の配布をとおして、家庭における食習慣の重要性を周知します。	保育幼稚園課
小中学校における食に関する教育	◆正しい食生活を推進し、小児生活習慣病の予防・啓発を図ります。	学校教育課
食に関する理解の促進	◆生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために食育に関する意識啓発、指導体制の整備等を進めます。また、地産地消の推進にあわせ、有機農産物の導入や地元の豊かな水産資源の活用を推進します。	農林振興課 水産課 学校給食課

8 子どもを守るために

(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動

子どもを犯罪被害から守るためには、地域社会が一体となった取組みを強化することが重要であり、さらに犯罪に巻き込まれない能力を身につけさせることが必要です。そのためにも、各関係機関・家庭・学校・地域が協力して住民の自主防犯活動等の促進を図り、関係機関との連携強化への取組みを推進していきます。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
有害情報の取り扱いに関する啓発	◆悪影響が懸念される性や暴力等の有害情報や、インターネット・携帯電話等による犯罪被害から子どもを守るため、関係機関が連携して有害情報等の取り扱いに関する啓発活動を行います。	社会教育課
有害環境の調査・除去	◆警察、PTA、地域ボランティア、補導委員会等との連携により、有害環境の情報共有に努めます。また、街頭補導や巡回指導時に有害メディアの調査や回収を行い、善後策を検討します。	社会教育課
犯罪等に関する関係機関・団体の意見交換	◆警察、関係機関との意見交換を行い、犯罪防止を図ります。	社会教育課 市民生活課
防犯灯の設置促進	◆犯罪予防の観点から、自治会、町内会等における防犯灯の設置に対して助成します。	市民生活課
地域住民による自主防犯活動の推進	◆防犯協会（市内27地区に支部）による防犯パトロール、防犯キャンペーンやこどもまもり隊による活動等、日頃から地区の安全、安心な暮らしの推進に努めます。	市民生活課 学校教育課
少年非行の防止と健全育成活動の推進	◆防犯協会と連携し、少年の非行防止、健全育成活動の推進を図ります。	市民生活課
教育相談体制の充実	◆相談員及び関係機関と連携し、助言・支援を行います。	学校教育課

(2) 安全な道路交通環境の整備

「障がい」とは個人の能力を示すことではなく、行動・活動を妨げるものが「障がい」であり、それらを取り除き、すべての人の安全を確保するための整備を推進します。また、子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等の関係機関との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教室の開催等の教育指導体制の充実を通して、交通安全意識の啓発や能力の向上に努めます。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
歩行空間の バリアフリー化	◆今治市交通バリアフリー基本構想に基づき、歩車道分離、歩道の平坦性確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、歩行空間のバリアフリー化を図ります。	道路課
交通機関の バリアフリー化	◆高齢者や障がい者、子どもの乗降時の安全性・利便性の向上を図るため、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。	地域振興課
交通安全に関する 教育	◆保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等を中心に交通安全教育を実施するとともに、広報活動を通じて子どもの交通安全意識の向上を図ります。	市民生活課
交通災害遺児 福祉手当	◆交通災害遺児に対し、義務教育終了までの間、一定額の支援を行います。	市民生活課

(3) 住宅の確保・居住環境の確保

子育て世代に限らず、一定の住まいを定め安心・安定した生活を営むことは、すべての人にとって重要であり、家族の生活の拠点を定めることは子どもの育成にとっても大切なことです。居住環境を整えることにより、社会活動、経済活動、そして安心して子育てができるよう環境整備に努めます。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
子育て世帯居住の安定の確保	◆就学前の子どものいる世帯の市営住宅における入居申込資格について、入居収入基準の緩和を図ります。	住宅管理課
シックハウス対策	◆化学物質を含有した新建材等から発せられる室内空気汚染によって引き起こされる健康障害（シックハウス症候群）を防止するため、建築基準法に基づくシックハウス対策に係る規制の適切な指導を行います。	建築指導課
ユニバーサルデザインの推進	◆子育て世帯のみならず、できるだけ多くの方が快適に利用できるよう、公共的施設のユニバーサルデザイン化を図ります。	建築営繕課

(4) 安全・安心なまちづくりの推進

事故を未然に防ぎ、危険を回避するには、子どもの視点に立って生活の場を見直し、絶えず改善していかなければなりません。親と子が安心して遊び、交流し、憩える空間を維持し創造できるように公園等の確保・整備に注力します。

【実施事業】

事業名	事業内容	担当部署
公園の管理	◆公園における遊具の点検、清掃等を定期的実施し、子どもの安全と環境整備を図ります。	公園緑地課
地域を中心とした安全対策への取り組み	◆防犯協会による小学校へ入学する児童に対しての防犯ブザー配布や、危険箇所へ赤旗「きけん」を設置。	市民生活課

第5章 推進体制

1 計画の推進に向けて

(1) 庁内推進体制

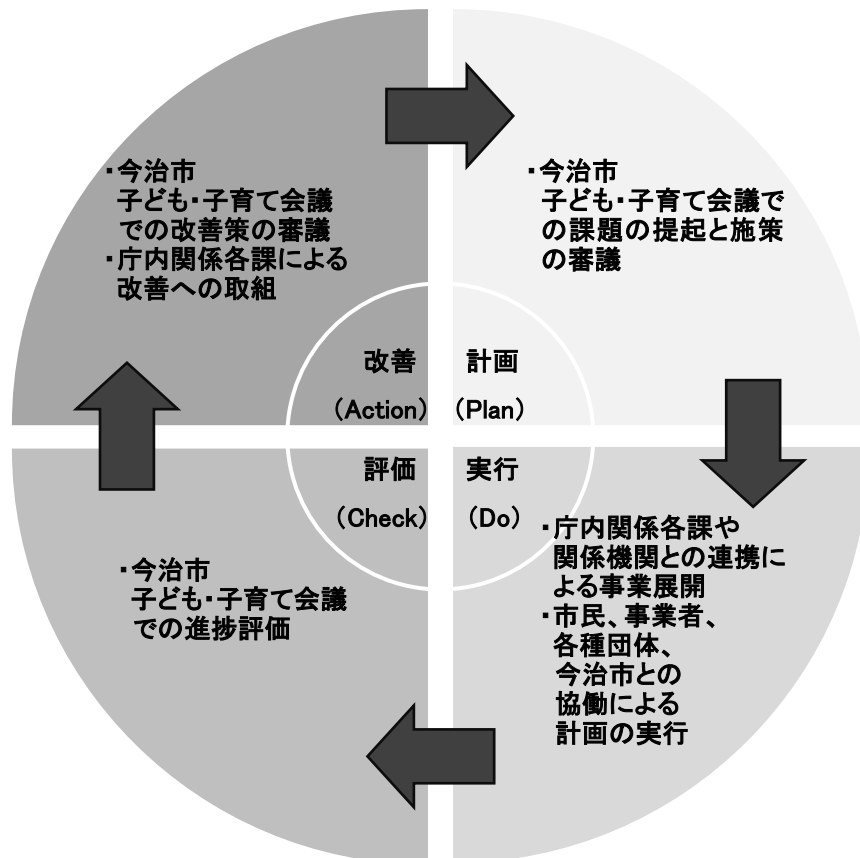
本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ね備えており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し、計画を推進していきます。

(2) 関係機関・団体との連携

計画の実現にあたっては、行政だけではなく、今治市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが求められています。そのため、市内の子育て支援にかかわる、家庭をはじめとした、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

(3) 計画の進行管理

計画の実効性の確保に向けて、P D C A (Plan Do Check Action) の視点にもとづく進捗管理を行います。各課の取組について、必要に応じて、市民に対するアンケート調査の実施や各課への進捗状況確認シートの結果から、計画の目標の達成状況や現状を毎年度把握します。



2 情報提供・周知

本計画について、窓口やホームページ等での計画本編の公開により、周知を図ります。

また、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の子ども・子育てに関する情報を、広報紙やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発を図ります。

3 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。

その中で、保育の広域利用、障がい児への対応等、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

参 考 资 料

1 策定経過

日程	事項	内容
【平成30年】 10月25日	第1回今治市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
11月17日～ 12月3日	ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> 就学前児童のいる世帯・保護者を対象とした市民意向調査（ニーズ調査）の実施
【平成31年】 1月11日～ 12月3日	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 小学校1年生～4年生児童のいる全世帯を対象とした放課後児童クラブに関するアンケート調査の実施
2月28日	第2回今治市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 今治市子ども・子育て支援事業計画における、ニーズ調査結果について 部会報告 - 教育・保育部会より
【令和元年】 7月16日	第1回今治市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期今治市子ども・子育て支援事業計画について 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 部会報告 - 児童健全育成部会について
9月11日	第1回今治市 子ども・子育て会議 教育・保育部会	<ul style="list-style-type: none"> 今治市子ども・子育て支援事業計画（第2期）の策定について
10月31日	第2回今治市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none">
12月 日～ 月 日	パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメントの実施
【令和2年】 1月30日	第3回今治市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none">
	市長へ答申	<ul style="list-style-type: none"> 「第2期今治市子ども・子育て支援事業計画」を市長へ答申

2 今治市子ども・子育て会議

今治市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 24 日
条例第 25 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、今治市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に規定する次世代育成支援対策の推進に関する事項につき市長が必要があると認める事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が子育て支援上必要があると認める事項

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者その他子どもの育成及び子育て支援対策への意欲を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項及び前条第1項「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
(今治市執行機関の附属機関設置条例の一部改正)
- 2 今治市執行機関の附属機関設置条例(平成17年今治市条例第17号)の一部を次のように改正する。
別表市長の部今治市次世代育成支援対策地域協議会の項を削る。

■子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	役職
学識経験者	泉 浩徳	松山東雲女子大学人文科学部心理子ども学科 心理福祉専攻 准教授
	青井 努	医療法人あおい小児科院長（今治市医師会）
関係団体の代表者	檜垣 秀子	今治市民生・児童委員協議会主任児童委員 部会部長
	村上 伸幸	今治市社会福祉協議会常務理事
	豊島 禎廣	今治市小・中学校長会副会長
	龍田 三津子	今治市・上島町保育協議会会長
	越智 瑞啓	今治市私立幼稚園協会会長
	森 敏夫	今治市連合自治会副会長
	清水 正恵	今治市母子寡婦福祉連合会会長
	村上 正親	今治市青少年団体連絡協議会会長
	織田 真吾	今治市PTA連合会会長
	松尾 直紀	今治市児童クラブ連絡協議会会長
	矢野 信子	今治市手をつなぐ育成会副会長
	松本 義秀	今治商工会議所専務理事
	梶原 淳一	あすなろ学園園長
渡邊 美幸	いまばりファミリー・サポート・センター（提供 会員）	
子育て支援対策 への意欲を有す る者	桑原 祐麻	公募委員
	篠原 裕子	公募委員